

第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン

令和 2 年 6 月

(令和 6 年 5 月改定)

京都府防災会議

第一 総 則

1 策定趣旨

令和2年6月に改定を行った新たな京都府戦略的地震防災対策指針（以下「戦略指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、戦略指針で体系化した「6つの政策目標」及び「17の具体目標」と「55の施策項目」ごとに具体的事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

なお、推進プランは、「戦略性の確保」「実効性の確保」「透明性の確保」を基本的な考え方として策定する。

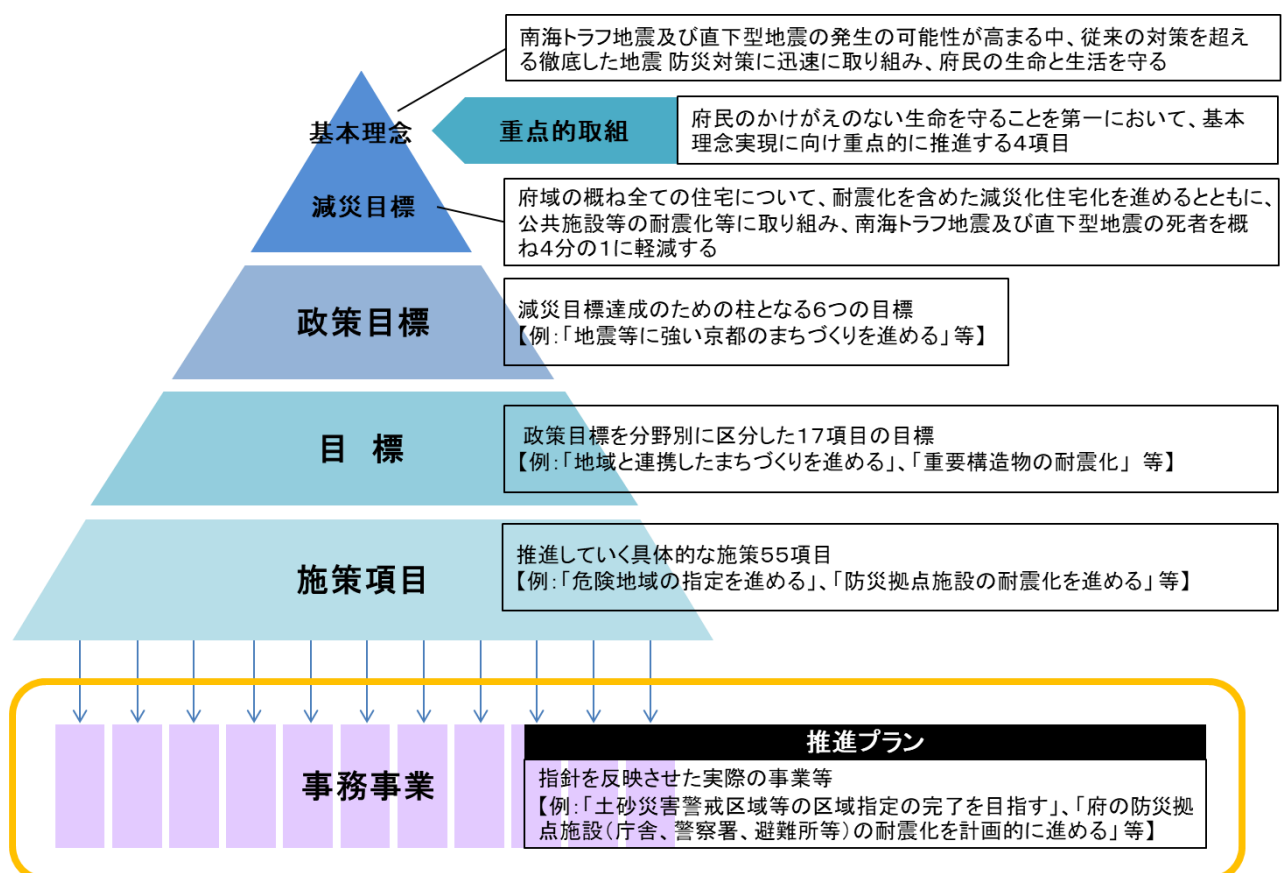
2 計画期間

推進プランの計画期間は、戦略指針の計画期間である令和2年度～令和11年度の前半の令和2年度～令和6年度（5年間）とする。

3 戦略指針と推進プランの関係

推進プランは、戦略指針で掲げた各目標を達成するための具体の取組内容、数値目標、達成時期、実施主体等を盛り込んだ戦略指針の実施計画として位置付けるものとする。

なお、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



4 推進プランの実施主体

戦略指針に基づき、推進プランの実施主体は、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等とし、これら多様な主体は、「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策を推進する。

また、対策の実効性を高めるため、『第三「戦略指針の目標達成の具体的事業」』において、多様な主体の取組を可能な限り盛り込む。併せて、例えば環境を目的とした事業であっても地震防災対策に繋がる事務・事業についても幅広く記載する。

5 戦略性の確保

戦略指針で掲げた重点的取組（府民の生命と財産を守る、災害対応体制を強化する、地域力を高める、京都らしさを守る）に沿って事業を推進する。

（１）「府民の生命と財産を守る」

建物の倒壊を防ぎ人的被害の軽減を図るため、住宅の耐震化、公共施設の耐震化、地震に強いまちづくり等の取組を推進する。

特に、住宅耐震化、減災住宅化を含めた家庭における防災対策や多くの府民が利用する施設、防災拠点となるべき公共施設及び医療機関の耐震化は、府民の生命を守る上で直接的な効果を発揮することから、耐震化事業を積極的に推進する。

（２）「災害対応体制を強化する」

災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を構築するとともに、関係機関と連携した応援・受援体制の強化を図る。また、京都経済・活力を維持するために、各企業等が事業継続計画（BCP）を策定して訓練を実施するなど、企業や地域において防災における協力体制を構築する。

（３）「地域力を高める」

府民の防災意識向上のための防災教育や地域防災力向上のための自主防災組織・消防団の充実等、地域力を高める取組については、府民運動を展開し、積極的に推進する。

（４）「京都らしさを守る」

文化財・景観や観光客の保護、特に、外国人観光客への情報提供など京都らしさを守る取組を、京都市を始め関係市町村と連携して推進する。

6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局管内と政令指定都市である京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等に応じた地震防災対策を推進する。

(1)地震のリスク

京都府は南北に長く、影響の及ぶ地震の発生確率と被害想定が地域により大きく異なる。

①南海トラフ地震

発生確率が高いとされる南海トラフ地震については、山城地域、京都市及び南丹地域を中心として、死者約 900 人、全壊・焼失建物約 70,000 棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

②直下型地震

京都府には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布している。特に、南海トラフ地震前後には、こうした断層による直下型地震の発生確率が高まるとされており、例えば、府内に最も大きな被害を生じさせる「花折断層」地震では、死者 6,900 人、全壊建物 148,400 棟の甚大な被害が生ずることが想定されている。

とりわけ、個別の断層では、国は「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」「琵琶湖西岸断層帯（北部）」の地震の発生確率を相対的に高い（活断層帯の長期評価が S ランク）と公表しており、京都市及び山城地域では、これらの断層により著しい被害が想定されており、主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にある。

また、中丹・丹後地域では、平成 26 年 8 月に国土交通省が発表した断層モデル等を基に、平成 27 年度に津波浸水想定を実施したところ最大 10.9m の津波水位が想定された。これを踏まえ、平成 28 年度に津波災害警戒区域を指定し、平成 29 年度には「日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定」を公表したところである。

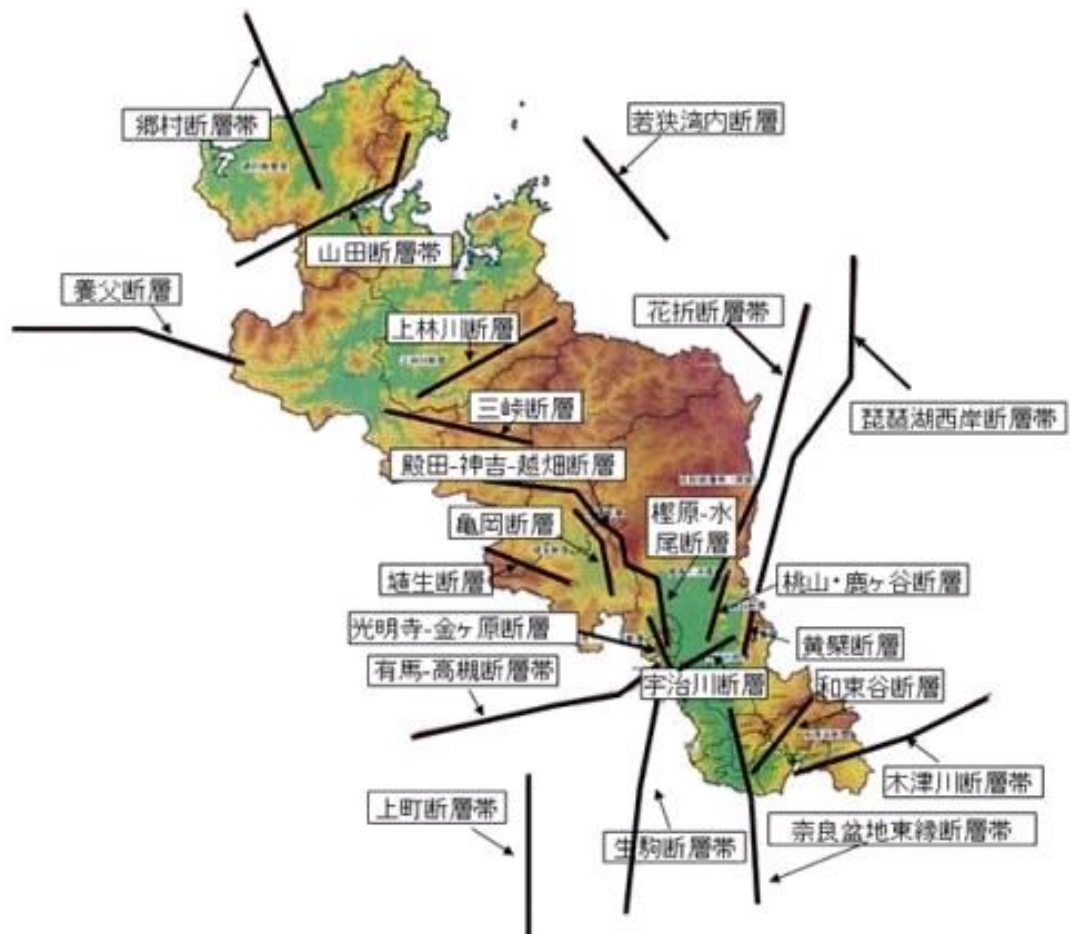
【地震のリスク】

地 震	山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
南海トラフ地震	○関東・東海・近畿・四国地方などの太平洋岸を広域にわたり甚大な被害が発生 ○京都府内で最大震度6強。全域にわたり震度5弱から6弱の揺れによる大きな被害が想定 ○今後30年以内で、70%～80%の発生確率				
地域別事項	甚大な被害が想定され、建物の耐震化など被害軽減対策を積極的に講じる必要がある。			液状化等により建物被害が想定されるが、相対的に被害は軽微である。 自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを行う必要がある。	
直下型地震	○府内全域に直下型地震を引き起こす活断層が存在し、これらの断層による震度6強～7の地震により、局所的ではあるが甚大な被害が想定される。また、近年、大阪府北部地震や北海道胆振東部地震など地表に活断層が現れていない箇所でも地震が発生している。こうしたことから、府内全域で地震への備えが必要である。				
府内に大きな被害を与える断層(30年以内発生確率)	花折(ほぼ0~0.6%)、檜原-水尾(ほぼ0~0.8%)、殿田-神吉-越畑(ほぼ0~0.8%)、有馬-高槻(ほぼ0~0.04%)、埴生(不明)、琵琶湖西岸(北部1~3%、南部ほぼ0%)			山田(不明)、郷村(ほぼ0%)、若狭湾内(不明)、養父断層(不明)	
	桃山-鹿ヶ谷(ほぼ0~0.6%)、黄檗(不明)、奈良盆地東縁(ほぼ0~5%)、上町(2~3%)、生駒(ほぼ0%~0.2%)、宇治川(不明)、木津川(ほぼ0%)、和束谷(不明)		三峠(0.4~0.6%)、上林川(不明)		
			亀岡(ほぼ0~0.8%)		
		光明寺-金ヶ原断層(ほぼ0~0.8%)			

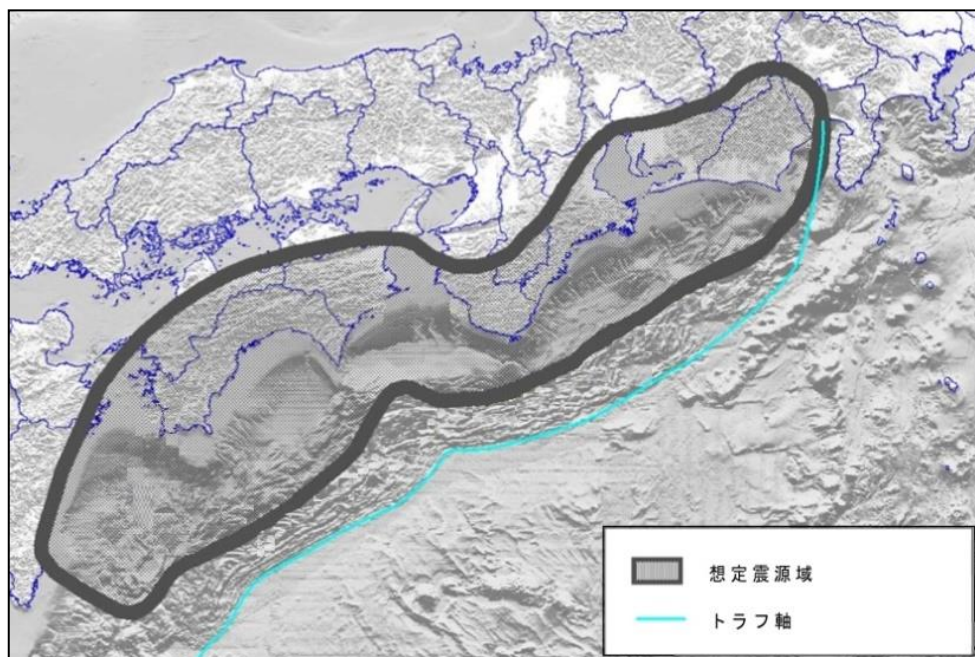
※ 上記活断層の位置図及び地震被害数量については、参考資料として後掲する。

〔参考資料〕

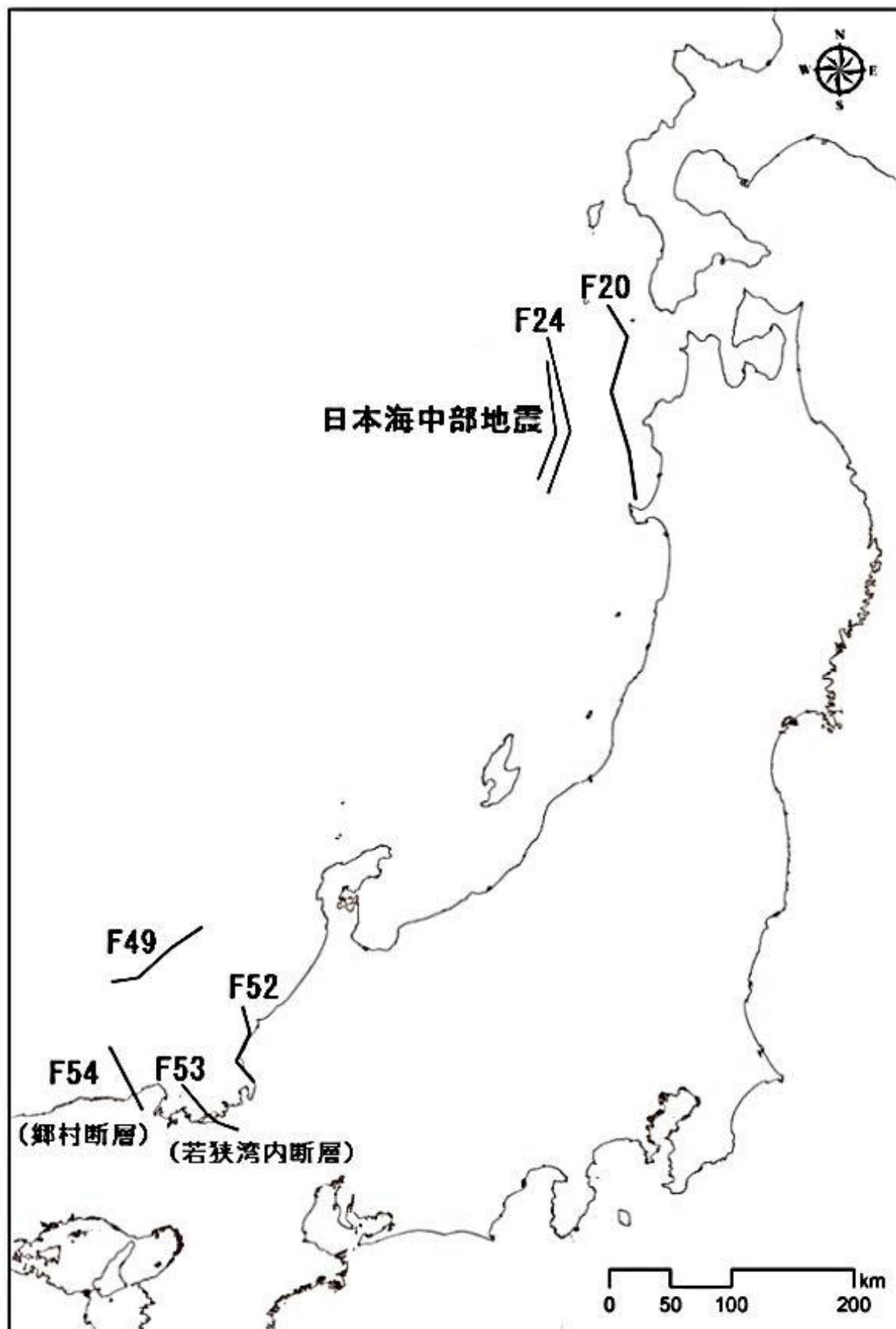
【京都府内・周辺の主要な活断層の位置】



【想定される南海トラフ地震の震源域の位置】



【京都府に津波の影響が大きい活断層の位置】



【地震発生確率と想定被害数量】

断 層 名		最大 予測震度	今後30年以内の発生確率	人的被害					建物被害		
			地震調査研究推進本部公表値 (H30.1.1基準)	死者数 (人)	負傷者数		要救助者 数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
					重傷者数 (人)						
花折断層帯	花折断層帯	7	ほぼ0～0.6%	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	148,400	114,200	18,600
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	ほぼ0～0.6%	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層		6強	—	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯		7	ほぼ0～5%	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100
西山断層帯	亀岡断層	7	ほぼ0～0.8%	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	檜原-水尾断層	7	ほぼ0～0.8%	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	ほぼ0～0.8%	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	ほぼ0～0.8%	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層		7	0.4～0.6%	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600
上林川断層		7	—	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700
若狭湾内断層		5強	—	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯		7	—	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200
郷村断層帯		7	ほぼ0%	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300
上町断層帯		6弱	2～3%	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯		7	ほぼ0～0.2%	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500
琵琶湖西岸断層帯		6強	北部:1～3% 南部:ほぼ0%	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	ほぼ0～0.04%	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	—	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯		7	ほぼ0%	1,600	18,400	1,700	9,300	236,500	40,700	89,000	6,100
埴生断層		7	—	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500
養父断層		7	—	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和束谷断層		6強	—	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震		6弱	—	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400

京都府地震被害想定調査結果(2008)

断 層 名	最大 予測震度	今後30年以内の発生確率	人的被害					建物被害		
		地震調査研究推進 本部公表値 (H30.1.1基準)	死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				重傷者数 (人)						
南海トラフ地震	6強	約70～80%	860	14,650	2,660	2,470		15,740		54,470

内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

断 層 名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
					重傷者数 (人)					
日本海中部地震	地震	1	0	50	20	—	170	0	160	—
	津波		—	—	—	—		—	—	—
	0		50	20	—	0		160	—	
F20	地震	3	0	150	60	—	380	0	360	—
	津波		—	—	—	—		—	—	—
	0		150	60	—	0		360	—	
F24	地震	3	30	170	60	—	490	10	510	—
	津波		—	—	—	—		—	—	—
	30		170	60	—	10		510	—	
F49	地震	5強	200	190	60	0	1,120	220	960	—
	津波		—	10	—	—		20	80	—
	200		180	60	0	200		880	—	
F52	地震	6弱	60	430	80	0	3,820	430	2,750	0
	津波		0	240	10	0		410	1,890	0
	60		190	70	—	20		860	—	
F53(若狭湾内断層)	地震	7	1,180	8,270	1,440	1,520	58,820	15,390	31,490	10,570
	津波		880	7,940	1,320	1,520		15,320	30,610	10,570
	300		330	120	0	70		880	—	
F54(郷村断層)	地震	7	5,410	18,020	6,490	6,910	115,320	65,410	36,270	18,530
	津波		5,400	17,970	6,480	6,910		65,400	36,120	18,530
	10		50	10	—	10		150	—	

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定(平成29年)

(2) 社会的特性等

地域ごとの地理的・社会的特性や地震防災対策の推進状況など地震防災対策を推進する上で考慮すべき社会的特性等は、次表のとおりである。

なお、同地域内であっても、市町村ごとに、社会的特性等や地震防災対策の進捗状況が異なることから、より実効性を高めるためには、各市町村においても地震防災のアクションプランを策定する必要がある。

【各地域の社会的特性等】

区 分		山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
全般的特性		都市部	都市部	都市・農村部併存	農村部	農村部
地理特性	面 積	553.81 k m ²	827.83 k m ²	1,144.29 k m ²	1,241.77 k m ²	844.50 k m ²
	概 要	京都盆地と河川周辺で平地が広がり、その他は丘陵及び山地からなる。		亀岡盆地と河川周辺の平地と山地からなる。	福知山盆地と河川と海岸の河口付近で平地が広がり、その他は山地からなる。	
社会特性	人 口 (人口密度)	704,780 人 (1,273 人)	1,464,498 人 (1,769 人)	131,403 人 (115 人)	188,436 人 (152 人)	90,609 人 (107 人)
	高齢化率	26.4%	25.8%	29.3%	30.8%	36.2%
	事業所数	21,882 所	70,637 所	5,194 所	9,066 所	6,995 所
地震対策等の推進状況	耐震率	85%				
	住宅					
	公共	94.3%	94.1%	79.5%	90.1%	86.3%
	自主防	77.2%	100.0%	78.5%	74.4%	79.4%
	常備消防	70.5% 898(0.13) 人	87.6% 1,799(0.12) 人	73.7% 191(0.14) 人	71.1% 322(0.17) 人	81.3% 191(0.21) 人
	消防団	91.4% 3,790(0.54) 人	91.8% 4,564(0.31) 人	93.2% 3,121(2.36) 人	81.3% 3,657(1.94) 人	93.4% 2,520(2.76) 人
	土砂災害 孤立集落	1,586 箇所 47 箇所	2,556 箇所 22 箇所	3,534 箇所 77 箇所	6,140 箇所 163 箇所	2,994 箇所 157 箇所
概 要		○今後、急速な高齢化が予想される。 ○自主防災組織の組織率が低い。 ○企業、大学、NPO など多様な主体との連携が可能である。 ○ライフライン・公共交通機関等に強く依存しており、これらの機能低下は、府民生活や社会経済活動に多大の支障が生じ、多数の避難者や帰宅困難者を発生させる。	○文化財が集中している。 ○観光客が多い。 ○企業や大学等が多く存在している。 ○自主防災組織の組織率は100%である。	○公共施設の耐震化率が低い。 ○南部地域では、市街地が密集して広がっている。 ○北部地域では、中山間地、山間部が多く、過疎・高齢化が進展している。 ○自主防災組織の組織率が高い。 ○中山間地、山間部では土砂災害危険箇所が多いため、孤立する可能性がある集落が多い。 ○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。	○自主防災組織の組織率が低い。 ○住宅の耐震化率が低い。 ○過疎・高齢化の傾向が顕著で、今後の進展により共助機能の維持が困難となることも想定される。 ○中山間地、山間部が多く、土砂災害危険箇所が多いため、孤立する可能性がある集落が多い。 ○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。 ○日本海に面した地域では津波による被害が想定される。	○公共施設の耐震化率が低い。

注) 自主防：自主防災組織の組織率

常備消防：消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員の充足率

() 内は、人口100人当たりの消防職員数

消防団：市町村の条例定数に対する消防団員の充足率、() 内は、人口100人当たりの消防団員数

土砂災害：土砂災害警戒区域指定箇所数

孤立集落：孤立の可能性がある集落数

※上の表では典型的な状況について述べているが、実際には、地震防災対策の方向性が大きく異なる都市部と農村部が併存する市町村が多くあることから、各市町村は地域の実情を十分に踏まえて地震防災対策を推進する必要がある。

(3) 地震リスクと社会的特性等に応じた地域ごとの地震防災対策

府内全域で推進すべき対策及び5つの地域ごとの地震リスクや社会的特性等に応じて取り組むべき地震防災対策は以下のとおりである。

①地震リスクに応じた対策

京都府全域には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布しており、海溝型地震である南海トラフ地震の被害も想定されるため、府内のいかなる地域においても地震のリスクから免れず、全ての地域において地震防災対策を講じる必要がある。

○南海トラフ地震

山城地域、京都市及び南丹地域は、南海トラフ地震により大きな被害が想定されているため、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定され、防災対策推進計画を定めている。今後、同推進計画に基づき、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等」「住宅及び公共施設等の耐震化の推進」などの対策を積極的に推進する必要がある。

一方、中丹・丹後地域は、南海トラフ地震により、沿岸や川沿いなどの地域で液状化による被害が想定されるが、他の地域と比べ相対的に被害は軽微であり、自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを中心に万全の対応を図る必要がある。

○直下型地震

京都市及び山城地域では、発生確率が相対的に高いと公表されている「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」「琵琶湖西岸断層帯（北部）」の地震により著しい被害が想定されるなど主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にあるため、特に地震防災対策を積極的に推進しなければならない。

一方、南丹・中丹・丹後地域においても甚大な被害が想定される活断層が多数存在することから、地震防災対策を推進しなければならず、加えて、中丹・丹後地域では、若狭湾内断層地震等により発生する津波への対策を講じる必要がある。

②全地域において推進すべき対策

- ・ 公共施設、住宅、民間施設の耐震化を推進する。
- ・ ライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・ 家具の転倒防止等室内の安全対策を推進する。
- ・ 消防団・自主防災組織の活性化、防災教育の充実など地域防災力を向上する。

③各地域の特性に応じ重点的に推進すべき対策

【山城地域】

- ・ 人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、火災防止対策や不燃化対策を推進する。
- ・ ライフラインが発達しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を

推進する。

- ・ 自主防災組織の組織率が低いため、組織率向上対策を推進する。
- ・ 今後、急速に高齢化が進展するため、要配慮者対策を推進する。
- ・ 家庭内備蓄等自助の取組を強化する。

【京都市域】

- ・ 人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、京都らしい景観に配慮しながら、密集市街地対策や火災防止対策、不燃化対策を推進する。
- ・ ライフラインが発達しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。
- ・ 文化財の保護対策を推進する。
- ・ 外国人を含む観光客の保護、避難誘導・多言語による情報提供等の帰宅支援対策を推進する。
- ・ 企業や大学等に通勤・通学する者の帰宅支援対策を推進する。
- ・ 企業や大学等の事業継続対策を推進する。
- ・ 消防団員が年々減少しており、地域での防災活動や大規模災害時の対応への影響が懸念されるため、魅力ある消防団づくりや募集活動の強化を推進する。
- ・ 家庭内備蓄等自助の取組を強化する。

【南丹地域】

- ・ 公共施設の耐震化率が低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・ 南部では、市街地が密集して広がっており、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、火災防止対策や不燃化対策を推進する。
- ・ 北部では、過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・ 高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・ 中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

【中丹地域】

- ・ 耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・ 過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・ 高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・ 自主防災組織の組織率が低く、組織率向上対策を推進する。
- ・ 中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。
- ・ ハザードマップの作成や避難訓練の実施など津波対策を推進する。

【丹後地域】

- ・住宅の耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。
- ・ハザードマップの作成や避難訓練の実施など津波対策を推進する。

7 戦略指針及び推進プランの実施について

(1) 実施体制

① 全庁体制の確保

京都府は、副知事を本部長とする「京都府戦略的地震防災対策推進本部」の下で、全庁での推進体制を確保して地震防災対策を推進する。

推進本部	本部長：副知事（安心・安全総括） 副本部長：危機管理部長 本部長：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長
幹事会	幹事長：防災監 幹事：各部主管課長、広域振興局地域連携・振興部総務防災課長（山城・南丹・中丹・丹後）、危機管理総務課長、災害対策課長、原子力防災課長、消防保安課長、警察本部警備部警備第一課長 （事務局：災害対策課）

② 多様な主体との連携

京都府は、戦略指針及び推進プランに基づき、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働して地震防災対策を推進することとし、各広域振興局管内ごとの地域防災対策連絡会等の活用や府市政策連携・融合会議（防災・減災分野）など、日頃から情報共有を図り連携体制を確保する。

なお、市町村は、京都府地震被害想定調査結果等を踏まえた減災対策を講じる上で主体的な役割を果たすことが期待される。

③ 広域連携

発生確率が高まっている南海トラフ地震のような超広域災害に対しては、被害が発生する各地域の防災力を向上させるとともに、地域間の広域連携の推進が重要であることから、関西広域連合との連携を図ることなどにより、広域連携体制を強化する。

(2) 目標

推進プランに盛り込む事務・事業については、戦略指針に掲げた減災目標や重点的取組の目標が達成できるよう、可能な限り数値化し、数値化が困難な事務・事業については、達成しようとする目標の内容をできる限り具体的に記載する。

また、関連する他の計画等において、数値目標や達成時期が既に設定されている場合は、これらの既存計画との調整を行う。

なお、推進プランの計画期間内に既存の関連する他の計画等が改訂された場合は、その都度、推進プランの内容を見直し、改訂する。

(3) 戦略指針及び推進プランの進捗管理

府防災会議に設置し、外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」（以下「部会」という。）を中心に、戦略指針及び推進プランの進捗管理を行う。

①部局の予算要求に当たっての評価

災害対策課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取組の観点から、必要に応じて総務部に意見を述べる。

②戦略指針及び推進プランの進捗状況の調査

災害対策課は、戦略指針及び推進プランに掲げた事務・事業等の進捗状況について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し照会・確認を行い、6つの政策目標毎及び重点的取組について評価シートを作成し、部会に報告する。

③戦略指針及び推進プランの進捗状況の評価

事務・事業の進捗状況等の報告を受けた部会は、個別の施策の状況を見ながら、施策全体として、減災目標に向けて効果的に推進されているかについて総合的な評価を行う。

戦略指針及び推進プランの進捗状況と評価結果は毎年度、京都府防災会議に報告・公表する。

④透明性の確保

推進プランに掲げた各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進する。事業の進捗状況は部会等を通じて公表し、透明性を確保する。

⑤府民意識調査

災害対策課は府民に対する意識調査を実施し、各施策の効果や進捗状況を把握し、評価する。

⑥指針及び推進プランの見直し

部会による評価の結果や社会情勢の変化、府民意識調査の結果等を踏まえ、京都府防災会議は、随時、戦略指針及び推進プランの見直しを行い、実効性を高める。

第 二 京都市戦略的地震防災対策推進プランの施策展開

戦略指針で重点的取組とされた事業を含む施策項目を次表に示す。これらは、特に優先度の高いものとして取り組むべき項目である。

		重 点 的 取 組			
		1 府民の生命と財産を守る	2 災害対応体制を強化する	3 地域力を高める	4 京都らしさを守る
6 の 政 策 目 標	1 地震等に強い京都のまちづくりを進める	1-1-1 危険地域の指定等を進める 1-1-4 火災発生防止対策を進める 1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める 1-2-2 学校施設の耐震化を進める 1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める 1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める 1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める 1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める 1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める 1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める	1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める		
	2 地震等に強い京都の人づくりを進める	2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する 2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する	2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める 2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う	2-2-1 地域の「つながり」を高める 2-2-3 減災に向けて地域で行動する 2-3-1 学校での防災教育を充実する 2-3-2 学校の危機管理体制を強化する 2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進め、行動する 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する	
	3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る	3-1-2 住まいの耐震改修を進める 3-1-3 室内の安全対策を進める	3-2-1 災害後の仮住まいを確保する		
	4 行政等の災害対応策の向上を図る	4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する 4-2-2 被災者の生活対策を支援する	4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する 4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める 4-1-5 応援・受入体制を強化する 4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる 4-2-2 被災者の生活対策を支援する 4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う 4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う 4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う 4-2-10 生活再建を支援する 4-2-11 廃棄物処理を進める	4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う 4-2-5 NPO・ボランティアと連携する	
	5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する		5-1-1 京都全体のBCPを進める 5-2-1 地域の活力を維持する		5-1-1 京都全体のBCPを進める
	6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する				6-1-1 観光客等を保護する 6-2-1 伝統・文化を守る

第 三 戦略指針の目標達成の具体的事業

下記において、戦略指針で体系化した各政策目標ごとに定めた防災戦略の内容を再掲し、それを推進するための具体的事業に担当部局等（実施主体）を明記する。

また、各記号の意味は以下のとおり。

- ・「＜重点＞」：戦略指針で重点的取組とされた事業を含む施策項目
- ・「◎」：重点的取組に対応する事業
- ・「＜ ＞」：各事業に設定した数値目標
- ・「●」：各事業の担当部局等（実施主体）のうち、進捗状況の調査先

なお、具体的事業で達成年度が記入していないものは、推進プランの計画期間内に実施することとする。

1 地震等に強い京都のまちづくりを進める

大規模地震が発生すると、耐震性が劣る建物の倒壊や、二次災害として延焼火災の発生が想定されるほか、津波の発生により日本海沿岸域に甚大な被害が想定される。

このため、府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路、津波防護施設等の整備による防災空間の確保等を進める。

また、インフラ（道路、河川等）やライフラインが地震によって被害を受けた場合、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に重大な支障が生じるため、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進める。

これら施設等の整備やインフラ等の耐震化などのハード対策を行うとともに、災害危険情報の整備・共有を行い、地震等の対応に関し、府民の総力を結集した取組をまちづくりの段階から進めていくことで「地震等に強い京都のまちづくり」を進める。

なお、耐震化等の地震対策の推進に当たっては、長周期地震動対策、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン等の確保にも留意する。

とりわけ今後 10 年のうちに南海トラフ地震や直下型地震が発生する可能性が高まっていることから、公共施設、大規模な医療機関等の耐震化を重点的に進める必要がある。

1-1 地域と連携したまちづくりを進める

1-1-1 危険地域の指定等を進める ＜重点＞

◎	1	○土砂災害警戒区域等の区域指定の完了を目指す ・調査済み箇所指定完了 ・追加・再調査箇所の指定推進	●建設交通部
	2	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する	●農林水産部
	完了	○津波災害による危険地域の指定等を進める ・津波浸水想定図を作成する ・津波被害想定を実施する ・津波災害警戒区域の指定を行う	●危機管理部

1-1-2 ハザード情報の一元化を進める

3	○災害危険（マルチハザード）情報の整備・公表を行う ・災害危険（マルチハザード）情報を随時更新する	●危機管理部、総合政策環境部
---	--	----------------

1-1-3 地域で連携してハザード情報を共有し、防災対策に取り組む

4	○市町村単位で国、府、市町村、地域住民で組織する特定地域防災協議会を設置し、大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う ・設置を求める市町村で協議会を設置する ・災害危険（マルチハザード）情報を周知する ・協議会で事業計画を作成する	市町村、●危機管理部
5	○市町村ごと又は地域ごとに自主的に防災活動について協議する連携組織を設置するよう支援する	●市町村、地域

1-1-4 火災発生防止対策を進める 〈重点〉

◎	6	○住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災カーテン等の普及・啓発を図る	●市町村、消防組合
◎	7	○第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める ・耐震性貯水槽 計35基整備（R3～7年度）	●危機管理部、市町村、消防組合
◎	8	○感震ブレーカーの設置、災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための準備や行動について啓発を図る	●危機管理部

1-2 重要構造物の耐震化を進める

1-2-1 防災拠点施設の耐震化を進める 〈重点〉

	9	○府及び市町村において耐震状況を公表する	●総務部、●市町村
◎	10	○府の防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化を計画的に進める ＜防災拠点全体で耐震化率100%を目指す＞	●危機管理部、総務部、施設所管部局
◎	11	○市町村防災拠点施設の耐震化を計画的に進める＜防災拠点全体で耐震化率100%を目指す＞	●危機管理部、市町村、消防組合
◎	12	○警察本部、警察署の耐震化を図る ＜令和6年度までに90%を目指す＞	●警察
終了		○府建築物耐震改修促進計画等により、防災拠点建築物を指定し、耐震化を進める	●建設交通部、危機管理部、施設所有者
完了		○府庁舎のロッカー等の転倒防止対策を進める	府民生活部(当時)
完了		○窓ガラスの飛散防止対策を進める ・飛散防止フィルムの貼付を実施	府民生活部(当時)

1-2-2 学校施設の耐震化を進める 〈重点〉

	13	○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する	●市町村、総務部、●教育庁
	14	○公立小・中学校の耐震化を進める ＜耐震化率100%を目指す＞	市町村、●教育庁
◎	15	○公立高校の耐震化を進める【新規】 ＜耐震化率100%を目指す＞	●市町村、●教育庁
◎	16	○私立学校（幼・小・中・高）の耐震化を進める ＜できるだけ早期に耐震化率100%を目指す＞ ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」（府独自で1/6を国制度に上乗せ補助）により耐震化を推進	●文化生活部、私学
	17	○府立の大学の耐震化を進める ・府立の大学の耐震改修の推進	●府公立大学法人（総合政策環境部）、●危機管理部
一部完了		・附属病院外来棟、臨床医学舎の新築事業	
◎	18	○国公立・私立大学の耐震化を進める ・大学の耐震化実態調査を実施する ・各大学等において耐震改修の推進 ・各大学法人等に対して耐震改修推進の重要性を周知・啓発	●各大学等、●危機管理部
◎	19	○公立幼稚園の耐震化を進める ＜耐震化率100%を目指す＞	●教育庁、市町村
	20	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材等においても耐震化を促進する ＜公立小・中学校のつり天井対策の完了を目指す＞ ・長寿命化計画の推進にあわせ非構造部材の耐震化を進める	●教育庁、市町村
完了		○府立学校の耐震化を進める ＜平成28年度末までに耐震化率100%を目指す＞	●教育庁

1-2-3 医療・福祉施設の耐震化を進める 〈重点〉

◎	21	○府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める ・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進	●健康福祉部、施設管理者(市町村、独立行政法人、医療法人等)
◎	22	○社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める ＜社会福祉施設の耐震化率 95.2%を目指す＞ ・公立及び私立の社会福祉施設の耐震化を促進 ・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導	●健康福祉部、●危機管理部、施設管理者(市町村、各法人等)
	完了	○府内の全ての災害拠点病院(13病院)の耐震化を完了する ・京都府医療施設耐震化特例基金の活用などにより、災害拠点病院のうち未耐震の2病院の耐震化完了	●健康福祉部、日赤等医療機関
	完了	○社会福祉施設のスプリンクラーを整備する ＜平成29年度までに整備対象となった施設について整備を完了させる＞ ・平成26年度消防法施行令改正に伴い、新たにスプリンクラー整備対象となった施設の整備を進めるとともに、義務化対象外の施設についても整備を促進する	●健康福祉部、施設管理者等

1-2-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める 〈重点〉

	23	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画の見直しをする ＜令和2年度に府計画の中間見直しを実施する＞ ・市町村に計画の見直しを働きかける	●建設交通部、市町村
	24	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める ・建物所有者への指導監督を実施する ・大規模建築物の耐震化を進める ＜令和6年度までに大規模建築物の耐震化率を90%に近づける＞ ・防災週間などを通じ、建築物の耐震化に係る啓発を実施 ・建築物の所有者に対し、必要があると認めるときは、耐震改修促進法に基づき指導助言を行う ・税制優遇措置等を含む耐震化の啓発の実施	●建設交通部、危機管理部、市町村、施設所有者
◎	25	○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める (今後耐震改修予定の府の大規模集客施設：丹後文化会館)	●総合政策環境部
◎	26	○市町村立の大規模集客施設(文化会館、公民館等)の耐震改修を進める ＜耐震化率100%を目指す＞	●危機管理部、市町村
	27	○大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策等の耐震化を進める	●建設交通部、施設所有者
	28	○閉じ込め・挟まれ防止の安全装置等エレベーターの安全に係る技術基準について指導・啓発する ・業界団体及びエレベーター所有者・管理者等に対する労働局と連携した指導・啓発の実施	●建設交通部

1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める

	29	○危険物等を取扱う施設の安全対策を進める ・高圧ガス施設等の立ち入り検査等により、保安指導を行う ・一定以上の規模の高圧ガス施設を設置又は変更する場合に、必要に応じて耐震性能を担保するよう求める ・大規模な地震に係る危害予防について、高圧ガス事業者に規程の策定を求める ・業界等を通じ研修会等を実施する	●危機管理部
	完了	○電力供給施設の対象建物の耐震性能を独自基準(建築基準法以上)に照らし再確認を実施し、順次耐震改修を進める	●関西電力
	完了	○ガス供給施設の耐震性能(100%)の維持、ガス充填施設の耐震性能(100%)の維持	●大阪ガスネットワーク、●府LPガス協会

1-2-6 中小規模の建物の耐震化を進める 〈重点〉

	30	○中小規模の建物の耐震化を進める ・経済団体等と連携した耐震化の重要性の啓発 ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知 ※融資制度：設備資金等への融資 ※優遇税制：耐震改修工事費について所得税及び法人税の特別償却	●建設交通部、建物所有者、危機管理部、市町村
◎	31	○市町村が補助制度を創設し、府が支援することにより、中規模ホテル・旅館の耐震化を進める	●商工労働観光部、危機管理部、市町村

1-2-7 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する

32	○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う ・様々な府の施策について点検・改善を図るとともに、府有施設の長寿命化やアセットマネジメントを推進	●総務部、教育庁
----	---	----------

1-3 地震・津波に強い基盤整備を進める

1-3-1 道路・河川等の整備・耐震化を進める 〈重点〉

◎	33	○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める ＜緊急輸送道路ネットワーク計画を更新する＞ ＜緊急輸送道路改良率 90%を目指す＞	●建設交通部
◎	34	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める ・被災後も速やかな通行が可能な耐震対策を進める＜令和 6 年度までに 19/27 橋の完了を目指す＞	●建設交通部
◎	35	○国管理の緊急輸送道路に架かる橋梁について、被災後も速やかな通行を確保できるよう、耐震化対策を進める	●近畿地方整備局
◎	36	○府管理の緊急輸送道路における法面防災対策を進める ＜五箇年で緊急輸送道路の法面総点検要対策箇所 15 箇所の工事完了を目指す（令和 6 年度までに 135/152 箇所）＞	●建設交通部
	一部完了	○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める	
	37	○京都縦貫自動車道の 4 車線化を進める ＜園部 IC～丹波 IC 間 4 車線化事業着手＞	●建設交通部
	38	○新名神高速道路を全線開通する【新規】	●建設交通部
◎	39	○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する ・建物所有者への指導監督を実施する ・耐震診断結果を公表する ・京都府緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の活用を促進する	●建設交通部、市町村
	40	○緊急交通路指定予定路線等における信号機電源付加装置の整備を進める【新規】 ＜令和 6 年度までに 250 箇所整備＞	●警察
	41	○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める ＜五箇年で孤立集落を発生させるおそれのある法面総点検要対策箇所 5 箇所の工事完了を目指す＞ ＜令和 2 年度までに集落まで迂回路がない道路に架かる道路橋 6 橋について耐震対策の完了を目指す＞	●建設交通部
	42	○市町村管理の道路の改良整備を進める	●市町村
	43	○耐震対策の必要な施設（国管理）の調査を実施する	●近畿地方整備局
◎	44	○低地地域の河川施設の耐震化を進める ＜城陽排水機場の工事に着手＞ ※天津神川 府道交差部・防賀川交差部、馬坂川 府道交差部は完了 ※天神川 JR 交差部は終了	●建設交通部
	45	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める	●市町村
◎	46	○港湾施設の整備を進める ・耐震強化岸壁及び緊急輸送道路の、維持管理計画に基づいた計画的な長寿命化対策の実施 ・国際物流ターミナルの整備（京都舞鶴港舞鶴国際ふ頭） ・国際フェリーターミナルの整備（京都舞鶴港前島ふ頭）	●建設交通部
◎	47	○京都舞鶴港港湾 B C P に基づく被災地支援を考慮した港湾施設整備及び訓練を行う ・大規模災害時に情報共有や緊急物資輸送等効率的な災害対応を行い、港湾機能の継続及び早期復旧ができるよう、港湾関係者が連携する体制の強化を行う	●建設交通部 ●近畿地方整備局舞鶴港湾事務所
	48	○京都舞鶴港の港湾エリアで自立的エネルギー利用を実現する【新規】 ＜自立分散型リソース、エネルギーマネジメントシステムの導入＞	●総合政策環境部
	49	○漁港施設の耐震対策を進める ＜舞鶴漁港における BCP を策定する＞ ・機能診断結果に基づき、関係者との協議を踏まえて、防災減災対策を進める	●農林水産部
◎	50	○鉄道駅の耐震化を進める ＜高架橋の耐震化を進める＞	●建設交通部、鉄道事業者
	一部完了	・重要駅の耐震補強事業への支援 ＜府内の利用者 1 万人以上/日の駅舎耐震化完了＞ ・耐震化工事の実施（阪急電鉄、京阪電気鉄道）	

完了	○鉄道施設の耐震化を進める ・在来線地震計の増設（地震計設置箇所 4 箇所） ・トンネル片側柱構造、こ線鉄道橋の橋脚箇所等の特殊箇所耐震補強（耐震補強整備箇所 3 箇所） ・落橋防止対策（落橋防止設置箇所 4 箇所） ・駅舎耐震補強（旧耐震設計駅舎 1 駅（山科駅完了）） ・吊り手の整備（吊り手増設 34 両→52 両） ・単柱橋脚の耐震診断（橋梁の単柱橋脚の耐震診断）	●JR西日本京都支社、JR 西日本近畿統括本部
----	--	-------------------------

1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める 〈重点〉

◎	51	○急傾斜地に係る土砂災害警戒区域（約 10,200 箇所）の内、要対策箇所（2,260 箇所）の対策工事を進める ＜令和 6 年度までに工事完了 20 箇所＞	●建設交通部
◎	52	○ため池の防災・減災対策を進める ＜令和 6 年度までに、集中的かつ計画的に、改修すべきため池の整備に着手する（10 箇所程度）＞ ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき策定した「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」により、ため池の老朽度や耐震性能等を調査し、必要な整備を進める ・農業用水源として未利用のため池については、廃止又は適切な管理者に移管する	●農林水産部、市町村
	53	○山地災害危険地区（5,072 地区）の内、危険度の高い 400 地区の整備を進める ＜令和 6 年度までに 100 地区の整備を行う＞	●農林水産部
◎	54	○大規模盛土造成地の宅地耐震対策を進める【新規】 ・盛土の造成年代や現地状況の調査結果を基とした二次スクリーニングの優先度を評価した台帳を整備する ＜令和 6 年度までに 1,278 件＞ ・台帳を二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する	●建設交通部
完了		○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を完了させる	●農林水産部

1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める 〈重点〉

◎	55	○府営水道施設の耐震化を進める ＜令和 4 年度までに宇治系送水管路の耐震化対策の完了（基幹管路耐震適合率 54.3%）＞ ・送水管路の耐震化の実施	●建設交通部
	一部完了	・宇治浄水場、木津浄水場、乙訓浄水場の基幹水道構造物（沈殿池、ろ過池）の耐震化対策の完了	
◎	56	○各市町村が管理する上水道施設の耐震化を進める ＜全市町村で上水施設（基幹管路・水道施設）の耐震化計画を策定＞ ・基幹管路、浄水施設、配水池の耐震化の推進	●建設交通部、市町村
◎	57	○流域下水道施設についての耐震化を進める ＜令和 6 年度までに地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率 65%を目指す＞ ・4 つの流域下水道における終末処理場の処理施設及び幹線管渠の耐震化	●建設交通部
◎	58	○各市町村が管理する下水道施設の耐震化等を進める ・終末処理場、重要な幹線等の耐震化の推進	●建設交通部、市町村
	59	○工業用水道施設の耐震化を進める ＜令和 6 年度までに長田野工業団地内の配水管路の耐震化率 10%＞	
	一部完了	○長田野、綾部工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化を進める ・浄水場出口までの耐震化を完了させるため、耐震化未了である取水施設の平成 27 年度完成に向けて耐震化工事を実施する	●建設交通部
	60	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める ＜耐震化率 100%＞	●総合政策環境部、市町村等
◎	61	○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保（継続） ・電力保安用通信ルートの 2 ルート化（継続） ・感震ブレーカーの普及促進	●関西電力送配電
	一部完了	・高浜発電所について平成 18 年 9 月に改訂された国の基準に照らして耐震安全性の再評価（平成 22 年度）	

62	○停電状況を早期に把握し、復旧作業を迅速に行う【新規】 ・被害調査班の増強 ・ドローン等新技術の活用 ・他電力会社や協力的会社による応援強化による復旧工事の体制強化	●関西電力送配電
63	○停電情報を顧客に提供するなど顧客対応を強化する【新規】 ・プッシュ型の無料アプリ「関西停電情報」やA Iを活用した停電情報自動応答システムを運用 ・復旧進捗状況をホームページで公開	●関西電力送配電
64	○停電に備えて関係機関の連携体制を充実する【新規】 ・関係機関の緊急連絡先（ホットライン）を定期的に更新	●関西電力送配電
◎ 65	○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進（100%設置→継続） ・地震計の設置による情報収集機能の強化・維持（設置完了済） ・供給エリアのブロック化及びガバナ遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持（構築完了済） ・耐震性の高いガス導管に更新	●大阪ガスネットワーク
◎ 66	○電力・通信施設の地震防災対策を進める【新規】 ・京都府無電柱化推進計画に則り、府管理道路における無電柱化の実施＜5箇年で10kmの無電柱化に着手＞	●建設交通部
◎ 67	○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施 ・京都府内の所管施設（38施設）の耐震化（耐震化率100%維持）※施設の耐震化補強は特定建築物のみ ・中継交換機の更改（継続）	●NTT西日本
◎ 68	○通信施設（携帯電話等）の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化	●NTTドコモ
◎ 69	○通信局舎や電気通信設備の耐災害性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計及び耐震工事の実施	●KDDI
◎ 70	○通信施設等の地震防災対策を進める【新規】 ・通信施設及び基地局施設の耐震化	●ソフトバンク
完了	○LPガス供給施設の耐震化等（液化対策含む）を進める ・家庭用、業務用の耐震機能付マイコンメーターの普及促進	●府LPガス協会

1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める〈重点〉

◎ 71	○密集市街地対策を進める ・密集市街地内の建物の耐震化や不燃化、開放空間の設置等を実施	建設交通部、●市町村
72	○第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める ・避難地23ha（R3～R7） ・避難路2.01km（R3～R7）	●市町村
73	○ハザードエリアへの無秩序な市街化を防止するよう、都市計画マスタープランの改定時において適切に助言する	●建設交通部、市町村
◎ 74	○民間団体と締結した協定に基づき、道路啓開や放置車両の円滑な移動等を行うとともに、災害時の連絡体制の強化を図る【新規】	●建設交通部、●近畿地方整備局、市町村、警察本部
◎ 75	○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策を進める ・定期的な点検等の転倒防止の重要性を啓発する ・ブロック塀等の安全対策についての啓発を実施 ・施設所有者における自動販売機の転倒防止対策の推進	●建設交通部、●市町村、危機管理部、施設所有者
◎ 76	○落下対象物（外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等）の地震に対する安全性を確保する ＜全市町村で屋外広告物の許可更新時の安全点検報告書の提出を義務づける＞ ・点検等の重要性を啓発する ・事業者における落下対象物の安全性確保対策の推進	●危機管理部、●建設交通部、市町村、施設所有者
77	○全市町村で指定緊急避難場所の周知を図る 例）ホームページによる情報提供 ・防災マップの配付等 ・地図アプリ等による周知	市町村、●危機管理部
78	○避難場所として都市公園等の公共空地の整備を進める ＜公園整備完了 10公園＞ ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用	危機管理部、●建設交通部、市町村

◎	79	○原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高める【新規】 ・避難道路や避難退域時検査等に必要な資機材を整備する ・国、関係府県及び関係機関と連携し、避難訓練を実施する	●危機管理部
◎	80	○停電発生時に、行政機関が保有する可搬型自家用発電機を重要施設に貸与する体制を整備する【新規】 ・停電発生時は、重要施設リストに基づき電力優先復旧・臨時供給、関係機関との応援協定に基づく電気自動車等の貸与、可搬型自家用発電機の貸与の順に検討する体制を構築する	●危機管理部
	完了	○全市町村で災害の種類別に指定緊急避難場所の整備・指定をする	市町村、●危機管理部
	完了	○全市町村で指定避難所を整備、指定する	市町村、●危機管理部
	完了	○防災機能をもった都市公園を整備する ・体育館等の非構造部材耐震化を行う	●建設交通部、市町村

1-3-5 津波に強い施設整備を進める

81	○津波に強い施設整備を進める ・海岸保全施設等の対策工事を実施	●建設交通部、農林水産部
82	○全沿岸市町が津波浸水想定に基づき避難対象地域を設定し、津波避難路・避難場所の点検・整備を進める	●市町村、●危機管理部

1-3-6 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する

83	○公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う ・様々な府の施策について点検・改善を図るとともに、府有施設の長寿命化やアセットマネジメントを推進	●総務部、教育庁
----	---	----------

2 地震等に強い京都の人づくりを進める

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された8割の人が、家族や地域住民により助け出されたと言われている。また、東日本大震災では、行政職員や庁舎等が津波によって大きな被害を受ける等、本来被災者を支援すべき行政がその機能を喪失したため、自助や互助・共助の重要性が改めてクローズアップされた。

こうした点からも大地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要である。

このため、避難行動タイムラインの作成支援を通じて地域の「互助」を強化し、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図る。

また、他方で、個人の価値観が尊重される時代の中、都市部等自主防災組織の活動が地域住民に十分に広がっていないなど地域のコミュニティ力の低下が見られ「互助」が弱体化しつつある現状にあることから、ボランティア、NPO等の活動支援により「共助」を強化し、地域活動の活性化を図る必要がある。

府・市町村は、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震等に強い京都の人づくり」を進める。

京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある南海トラフ地震については、緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報等の発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。

また、これらの取組に当たっては、女性等多様な視点も踏まえるために、様々な立場の方の参画の促進に努める。

2-1 家庭で取り組む（自助）

2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める 〈重点〉

◎	84	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める 例）・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る ・南海トラフ地震臨時情報について知る	●危機管理部、府民、家庭
	85	○地震防災に関する府民意識・行動実態調査を実施する	●危機管理部
	完了	○関係機関等の情報を集めて情報提供ポータルサイトを整備する	府民生活部(当時)

2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する 〈重点〉

◎	86	○家庭における防災対策を進める 例）・住宅の耐震化、家具固定の実施 ・感震ブレーカーの設置、自宅から避難する際はブレーカーを落とすこと ・家庭での防災会議の実施（避難場所、避難経路、連絡方法など） ・家庭で3日分（できれば1週間分）の備蓄（飲料・食料、薬など）の推進 ・緊急持出物品の準備 ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加 ・地域の様々な催しへの参加	●危機管理部、●市町村、府民、家庭
---	----	---	-------------------

2-2 地域で取り組む（互助・共助）

2-2-1 地域の「つながり」を高める 〈重点〉

	87	○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる ・防災の声掛け、相互支援ができる関係づくり	●危機管理部、総合政策環境部、●市町村、地域
	88	○地域活動や行事と防災訓練等の防災活動を合同実施する	●危機管理部、地域
	89	○防災資機材の整備を進める	●危機管理部、地域

◎	90	○自主防災組織の活性化を支援する ＜自主防災組織率 100%を目指す（令和 2 年度）＞ 例）・パンフレット等の作成・活用等 ・自主防災組織の広報・啓発の実施 ・研修、講演会、自主防災組織等連絡会議の開催 ・防災訓練の実施 ・防災資機材の整備の支援 ・優良団体の表彰及び優良事例の府 HP による紹介 ・優良な取組事例集の作成 ・家具転倒防止対策の支援	●危機管理部、●市町村
	91	○全市町村で地域特性に応じた自主防災組織活動マニュアルを作成する	●市町村、●危機管理部、地域
	終了	○地域防災対策を強化する ・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する	●農林水産部

2-2-2 地域の防災意識を高める

	92	○地区防災計画を作成する ・地域ごとに意見交換しながら防災活動についての計画を作成するよう支援する ・地域住民が作成した計画を市町村地域防災計画に掲載するよう努める	●市町村、地域
	93	○地域でマイ防災マップを作成する（全市町村） ・マップ作成のための研修、図上訓練等を開催する ・まち歩き等をしながら地域の危険箇所を確認する	●市町村、地域、●危機管理部
	94	○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する ・府総合防災訓練への住民等の参画の継続 ・各種防災対策に関する周知拡大	●危機管理部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織
	95	○地域での防災教育を継続して実施する	●危機管理部、市町村、●日赤
	96	○府民の応急手当普及講習受講を進める	●危機管理部、市町村、●日赤

2-2-3 減災に向けて地域で行動する 〈重点〉

◎	97	○消防団への加入を進める ・消防団員数を 100%充足 ・女性団員増	●危機管理部、市町村
	98	○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化 ・府立消防学校による消防団員の教育訓練 ・消防団員 OB の活用を図る ・消防団応援の店登録店舗数の増加＜令和 6 年度までの増加数 計 500 店舗＞	●危機管理部、市町村
◎	99	○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する ・「わがまちの消防団強化交付金」により活動を支援する	●危機管理部、市町村
◎	100	○全ての自主防災組織における水害等避難行動タイムライン策定により地域の共助体制を強化する【新規】	●危機管理部
◎	101	○避難時の声掛け体制を構築する【新規】 ・避難時の声掛け人材の育成を進める＜令和 4 年度までに 500 人育成＞	●危機管理部

2-3 学校で取り組む（共助）

2-3-1 学校での防災教育を充実する 〈重点〉

◎	102	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する ・全校で毎年学校安全計画の確認・改善を実施 ・発達の段階を踏まえた、実効性のある防災教育を拡充する 例）府内の学校が実践している防災教育に係る好事例の紹介、DVD 等視聴覚教材を活用した防災教育、事前予告なしの避難訓練、原子力災害を想定した避難訓練、各教科・特別活動等での教育等	●教育庁、学校、市町村
◎	103	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する ・市町村や地域（消防署・消防団・自治会等）、専門家等と連携した防災教育を広げる 例）市町村や自治会等と連携した避難訓練への参画、防災マップづくり、起震車乗車体験、防災ワークショップの実施等	●教育庁、学校、市町村、京都大学防災研

104	○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色ある教育として防災教育を行う学校へ補助を行う	●文化生活部
-----	---	--------

2-3-2 学校の危機管理体制を強化する 〈重点〉

◎	105	○教職員の危機対処能力の向上を図る ・京都地方気象台等の専門機関と連携して、防災教育を含む指導者向けの学校安全研修等を継続して実施する ・教職員を対象とした校内研修を充実させる ・初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ	●教育庁、学校、危機管理部、市町村、文化生活部
	106	○学校の危機管理体制を強化する ・全校で毎年、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の確認・改善を実施	●教育庁、学校、市町村、文化生活部

2-4 組織で取り組む（共助）

2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進め、行動する 〈重点〉

	107	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する ・出勤・帰宅時間帯の発災の場合は、自宅又は事業所・学校のいずれか近い方向に向かうよう指示するなど、発災時間帯別対応の基本ルールを定めるよう啓発	●危機管理部、●市町村
	108	○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す 例）・企業向け勉強会等の実施 ・帰宅困難者対策に協力する企業等を広げる ・企業内の備蓄等を整備する ・従業員に災害情報や公共交通機関の復旧情報を提供する体制を構築する	●危機管理部、市町村
◎	109	○災害ボランティアセンターの人材育成・充実を図る ・府災害ボランティアセンターにおける初動支援チーム育成 ・市町村災害ボランティアセンターの充実＜全市町村センターで府センターと連携した設置運用訓練を実施＞	●健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター
	110	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等を開催する	●危機管理部、●市町村
	111	○様々なチャンネルや啓発を通じて企業・大学の共助活動を促進する 例）・企業内備蓄の推進 ・災害発生時の従業員・学生の帰宅困難者対策の検討・実施 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・地域の防災組織との連携強化 ・従業員・学生の消防団活動への理解の促進 ・従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進 ・新たな業態や地域サービスによる防災活動への支援 ・消防団応援の店登録店舗数の増加＜令和6年度までの増加数 計500店舗＞	●危機管理部、企業、大学、地域、市町村
	112	○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る ＜登録人数（総数）180人＞	●府看護協会

2-5 行政が支援する（公助）

2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う 〈重点〉

	113	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する 例）・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用 ・ホームページへの防災情報の掲載 ・パンフレットなど啓発資料の作成等 ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修、家具固定の重点的な広報・啓発 ・災害被害を軽減する府民運動の展開	●危機管理部、●知事室長 G、●市町村
◎	114	○緊急地震速報や南海トラフ地震臨時情報について啓発する ＜（令和6年度までの5年間で）訓練での広報を12回、講演等を40回実施する＞	●京都地方気象台
	115	○津波防災に関する広報・啓発活動を実施する	●危機管理部、●京都地方気象台、●市町村
◎	116	○全沿岸市町で津波ハザードマップを作成する	●市町村、危機管理部

117	○土砂災害等に係る情報を周知する ・土砂災害警戒区域の府ホームページでの周知 ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知 ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」での支援 ・土砂災害防止法住民説明会の開催 ・民間商業施設等を活用して毎年パネル展等を開催する ・土砂災害警戒区域の指定等を反映した市町村ハザードマップの見直しを図る	●建設交通部、市町村、危機管理部
118	○家庭内、企業内で3日分の備蓄（できれば1週間分）の推奨についての啓発等の実施	●危機管理部、市町村
119	○防災重点農業用ため池においてハザードマップの作成を進める ＜令和5年度までに全ての防災重点農業用ため池（613箇所）のハザードマップを作成する＞	●農林水産部、市町村
120	○地域防災に取り組む自主防災組織等を表彰する ・毎年表彰を行う	●危機管理部
完了	○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する	●危機管理部、市町村
完了	○大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める ・府全域の大規模盛土造成地の調査を行い、マップの作成・公表を行う	●建設交通部、市町村、事業者

2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する 〈重点〉

◎	121	○自主防災リーダーの育成を府と市町村が連携して進める ・マイ防災マップの作成研修の実施 ・自主防災育成研修会（DIG研修含む）の実施 ・防災講演会の実施 ・起震車操作員講習会の実施	●危機管理部、●市町村
	122	○職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣	●危機管理部、市町村
	123	○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の支援	●危機管理部
	124	○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる	●危機管理部、●市町村、消防組合、企業
	125	○外国人が参加する訓練や外国人を支援する災害時ボランティア研修に継続して取り組む ＜現地災害多言語支援センター運営研修・訓練を実施する市町村数の増加＞ ＜災害時外国人サポーターの増加 令和6年度までに計50人＞ ・外国人を対象とする訓練を市町村等と連携して拡大させる ・災害時に外国人を支援する災害時ボランティアの研修を継続して実施する ・災害時外国人サポーター登録者を増加する ・災害時外国人サポーターのレベルアップ	●知事室長G、(公財)京都府国際センター、危機管理部、市町村
◎	126	○全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する	市町村、●危機管理部
	127	○ため池の決壊を想定した防災訓練を実施する	●農林水産部、市町村
	128	○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービス等について啓発する	●NTT西日本、NTTドコモ、●KDDI、●ソフトバンク等
	129	○大学における消防防災サークルの立ち上げ、活動を支援する【新規】	●危機管理部、市町村
	完了	○防災教育の新たなコンテンツを作成する	●危機管理部、市町村

2-6 多様な視点で取り組む

2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む

130	○女性等、多様な視点を踏まえた防災対策を検討する 例) ・女性視点での防災対策意見交換会を毎年開催する ・自主防災組織等の関係団体に多様な視点を踏まえた防災対策を促す	●危機管理部、●市町村、NPO等、地域
131	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める ・府及び市町村の男女共同参画センター等のネットワーク会議の開催 ・女性相談員の育成研修の実施＜災害時女性相談サポーター養成講座受講者数計75名＞ ・女性警察官の対応能力の向上	●文化生活部、●警察

3 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊やこれに伴う出火等により多くの方々が亡くなった。

また、住宅倒壊は、人的な被害だけでなく、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となる。

こうしたことから、今後 10 年で大規模地震の発生の可能性が高まっていることも踏まえ、府民の命を守る住宅の耐震化及び耐震化を含めた減災に関する幅広い対策を施す減災化住宅化に重点的に取り組み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。

3-1 住宅の安全対策を進める

3-1-1 住まいの耐震診断を進める

132	○府民の耐震化に関する意識の向上を図る 例) ・地震防災ハザードマップによる啓発 ・ホームページの充実 ・地震防災普及啓発冊子の作成、配付 ・防災教育の実施(小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会) ・講演会、リーダー研修の実施等	●危機管理部、市町村
133	○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知等 ・関係業界団体と連携した普及・啓発を実施 ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報	●建設交通部、市町村
一部完了	・耐震診断の助成制度について、府全域での実施	
一部終了	・伝統的町家・民家の耐震診断、耐震改修を進める	
134	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める ＜診断士数が少ない南丹地域、山城地域においても診断士登録講習会を実施＞	●建設交通部、市町村

3-1-2 住まいの耐震改修を進める 〈重点〉

◎	135	○木造住宅等の耐震改修を進める ＜令和 6 年度までに耐震化率を 95% に近づける＞ ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換を実施し、より使いやすい耐震改修の支援を検討	●建設交通部、危機管理部、市町村
	一部完了	・耐震改修助成制度の府全域での実施	
	一部終了	・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用	
	136	○住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知や出前講座等によるリフォームの際の耐震改修等の啓発を実施する ＜耐震に関する啓発活動を 5 ヶ年で 50 回実施＞ ・住宅耐震改修助成制度や税制優遇措置等の周知	●建設交通部
	137	○市町村営住宅の耐震化を進める ・市町村において「公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施	●市町村、危機管理部
	138	○府営住宅の耐震化を進める ・耐用年限を超過した木造・簡易耐火構造の住宅や昭和 45 年以前に建設された耐火構造の住宅について、計画的に建替や集約等を実施する ＜令和 6 年度までに向日台団地及び城南団地の工事着手＞	●建設交通部
	完了	○全市町村で耐震改修促進計画を策定する	建設交通部、市町村
	完了	○耐震改修モデル(費用等)を提示する ・府ホームページ等に具体例を掲載する	建設交通部、府民生活部(当時)

3-1-3 室内の安全対策を進める 〈重点〉

◎	139	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める ＜家具固定率 65%を目指す＞ ＜令和 6 年度までに減災化住宅（注）率を 97%に近づける＞ （注）減災化住宅：地震時に府民の命を守ることを最優先として、耐震化を含め、耐震シェルター、耐震ベッド、感震ブレーカーや家具の転倒防止等住宅の減災に関する幅広い対策を施された住宅で、府独自で設定したもの ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進 ・家具の固定化等、居住空間の安全確保に関するポータルサイトを充実させる ・耐震シェルターについて情報提供、助成	●危機管理部、●建設交通部、市町村
	一部終了	・家具転倒防止対策等へ助成の検討、実施	
	140	○府民による室内安全対策（家具の固定化、ガラスの飛散防止）の取組状況を調査する	●危機管理部

3-2 地震後の住まい再建の最適化を進める

3-2-1 災害後の仮住まいを確保する 〈重点〉

◎	141	○災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める ・応急仮設住宅の供与に係るマニュアルを作成する ・応急仮設住宅の供与にあたっての市町村との連携強化を図る	●建設交通部、●危機管理部、市町村
◎	142	○公営住宅の提供体制を整備する ・住宅システム「住まいる 7」で空き住戸を常時把握する ・管理センターと連携し修繕状況を把握する	●建設交通部、市町村
◎	143	○発災時の賃貸住宅提供のための体制を整備する ＜マニュアルに則した訓練を実施する＞	●建設交通部、●危機管理部、市町村
◎	144	○発災時の応急住宅建設のための体制を整備する ＜マニュアルに則した訓練を実施する＞ ・マニュアルに基づき、適地・候補地の確認・精査を行う	●建設交通部、●危機管理部、健康福祉部、市町村

3-2-2 住まいの再建を支援する

	145	○地震保険の普及啓発を図る	
	一部終了	・補完的役割となる「住宅再建共済制度」を全国規模で構築できるよう取組を進める	●危機管理部
	完了	○被災建物の解体、除却マニュアルを作成する	府民生活部(当時)

4 行政等の災害対応対策の向上を図る

府・市町村は、災害時においても府民の生命、身体、財産を守る責務を有し、各種の対策が完了していない時点で大規模地震が発生する場合に備えて、不測の事態に陥っても柔軟に対応できる体制を構築する必要がある。

このため、災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を国際規格（ISO22320）に基づき構築するとともに、国や他府県、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関と連携した応援・受援体制の強化を図る。

また、平成30年度に整備した災害時応急対応業務マニュアルについて、訓練等を重ねながらさらなる充実を図るとともに、危機管理センターを設置し、新たな総合防災情報システムを整備することによって、地震災害に迅速かつ臨機に対応できる体制を取ることにする。

さらに、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、公共インフラ被害の応急措置、生活再建の支援等を行う。

4-1 行政の危機対応組織・体制の整備を進める

4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する〈重点〉

◎	146	○府災害対策本部を備えた危機管理センターを設置する ・災害対策本部の施設を常設する	●危機管理部、総務部、総合政策環境部、施設所管部局、消防組合
	一部完了	・災害対応型自動販売機の設置を進める	
	147	○市町村災害対策本部機能の代替施設（耐震化済みのもの）を確保する	●市町村、危機管理部
◎	148	○京都府災害時応急対応業務マニュアルを整備し、実効性を確保する ・各業務分野ごとのマニュアルの策定 ・マニュアルの随時見直し ・運用訓練の実施	●危機管理部
	149	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担について実効性を確保する ・役割分担に沿った訓練を行う ・役割分担を随時見直す	●危機管理部
	150	○災害時に応急対応を行う手順をまとめた業務マニュアルの作成等を行う【新規】	●市町村
◎	151	○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する	●市町村、危機管理部
	152	○南海トラフ地震防災推進計画を見直し・改善する ・南海トラフ地震臨時情報への対応を反映させる	●市町村
	153	○業務継続計画の実効性を確保する【新規】 ・執務室が使用不能となった場合の代替施設の確保 ・非常用自家発電機の燃料確保	●危機管理部
	154	○地域防災計画及び業務継続計画を随時見直し、事業継続体制を確保する ・訓練を実施する	●危機管理部、全部局
	155	○全市町村の地域防災計画に行政機能維持計画を追加する	●市町村
◎	156	○全市町村において、業務継続計画を策定する ・策定した市町村は、内閣府のガイドラインを踏まえて改定する ・訓練を実施する	●市町村
	157	○活断層ごとに地震発生時の被害様相を想定した地震防災対策を検討して地域防災計画に反映させる	●危機管理部、市町村
	158	○計画、マニュアル、資料が一体となった分かり易い地域防災計画に改善する ・ホームページに解説ページを掲載する ・府職員に研修を実施する	●危機管理部
◎	159	○津波避難計画策定指針に基づき、沿岸市町で地域ごとの津波避難計画を作成する	●危機管理部

◎	160	○沿岸市町で地域防災計画における津波避難対策を強化し、要配慮者等が利用する避難促進施設を定める ・沿岸市町地域防災計画に、津波に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難場所・避難経路、津波避難訓練、避難困難者利用施設を定める ・避難困難者利用施設を避難促進施設に指定、又は管理協定を締結して避難促進施設とする	市町村、●危機管理部
◎	161	○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・緊急参集訓練の実施（年1回） ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備	●危機管理部
◎	162	○災害対策活動の初動体制を整備する ・初動対応訓練の実施 ・緊急参集チームの実効性の確保	●危機管理部、市町村、防災関係機関
	163	○職員の安否確認体制の確立	●危機管理部
	164	○職員用備蓄を進める	●危機管理部
	165	○京都府災害時応急対応業務マニュアルに基づく実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練（年1回）の実施 ・災害応急対応業務マニュアルに基づく地震対策図上訓練（年1回）を実施し、災害時の対応を検証・改良 ・各防災関係機関・団体・社内訓練への参画	●危機管理部、市町村、防災関係機関
	166	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する	●危機管理部
	167	○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施 ・ライフライン確保に係る訓練の実施	●危機管理部、市町村、防災関係機関
	168	○複合災害を想定した訓練を実施する	●危機管理部
	169	○災害対策本部立ち上げ訓練等（訓練内容改善）を行う	●中部近畿産業保安監督部近畿支部
	170	○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の災害対応基礎研修の実施（年1回） ・市町村幹部職員を対象とした幹部職員研修の実施（年1回） ・被災者支援業務や要配慮者支援等、各災害対応業務に係る研修の実施	●危機管理部、市町村
	171	○近畿財務局総合防災マニュアルについて、実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直しの必要性を検討する ・防災訓練を毎年実施し、内容を検証の上、必要に応じて訓練内容やマニュアルの見直しを行う	●近畿財務局京都財務事務所
	172	○国の地方機関における連携体制を確保する ・第二地方合同庁舎における機関横断的な非常時対応の内容を確認	●近畿財務局京都財務事務所
	完了	○警察本部機能を確保する ・警察本部の施設の機能向上を図る ・本部代替施設の通信機能等の向上 ・各署の代替施設の確保	●警察
	完了	○防災マニュアルを整備する（災害発生時における行動マニュアル策定）	中部近畿産業保安監督部近畿支部

4-1-2 通信の手段を確保する

	173	○府防災行政無線の利用機関を拡充する	●危機管理部
	174	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める	●危機管理部、市町村
	175	○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	●危機管理部
	176	○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクロ無線、自衛隊：自衛隊無線、警察：警察無線、消防：消防無線（H27年度までにデジタル化整備）、J R 西日本：鉄道無線	●総務省、●近畿地方整備局、●自衛隊、●警察、●府内消防本部、●JR 西日本
	177	○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置 ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの開設 ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討	●NTT 西日本、NTT ドコモ

178	○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎・・・自家発電機の設置 各無線基地局・・・予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備、増強 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出	●KDDI
179	○災害時の通信サービスの確保【新規】 ・重要通信の確保 ・伝送路の多ルート化 ・災害用伝言ダイヤルの開設 ・電源確保 ・通信孤立回避 ・災害対応物品の増強	●ソフトバンク
180	○災害発生時に自治体へ移動通信機器を貸与する体制を維持する【新規】	●近畿総合通信局
181	○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・緊急時の連絡体制の強化（さらなる通信設備の整備）	京都中央郵便局、●府トラック協会
182	○警察無線の運用訓練を実施する ・本部代替施設の通信機能の向上 ・孤立可能性地域での通信確保訓練を実施	●警察
一部完了	・各警察署に衛星電話機等の通信機能を整備	
183	○孤立可能性地域の通信手段を確保する	●危機管理部、●市町村、消防組合、●自衛隊、●近畿地方整備局等
完了	○災害に強い情報通信基盤を整備する ・防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化の継続や衛星インターネット回線の導入	●総合政策環境部、市町村
完了	○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う	●総合政策環境部

4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める 〈重点〉

◎	184	○新たな総合防災情報システムの整備を行う ＜令和3年度までに整備＞	●危機管理部
	185	○新たな総合防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う	●危機管理部、市町村
	186	○災害情報を迅速・的確に把握できるシステムを整備する ・スマートフォンやタブレット端末を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進	●総合政策環境部、危機管理部、建設交通部
◎	187	○民間企業が ICT・AI 技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する【新規】	●危機管理部

4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する

188	○防災・防犯メール登録者数の拡大 ＜登録者10万人を目指す＞	●危機管理部、市町村
189	○地デジを活用して情報を提供する	●総合政策環境部
190	○災害時広報業務マニュアルに基づいた訓練を継続して実施する	●知事室長 G、危機管理部
191	○全国瞬時警報システムにより、緊急地震速報の府民への伝達体制を整備する ・府立施設の放送設備との連動 ・府民への伝達体制整備	●危機管理部、市町村
192	○警報伝達体制を整備する ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了 ・携帯電話（メール機能を含む）、ホームページ、広報・消防無線、広報車、避難誘導車等の活用 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・土砂災害危険箇所等の府ホームページでの周知 ・放送事業者との協定等の実効性確保	●危機管理部、市町村

193	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況	●危機管理部、国、 ●建設交通部、市町村
一部完了	・環境モニタリングデータ	
完了	○全市町村で J-ALERT を整備する	府民生活部(当時)、 市町村
完了	○統合型 GIS を活用した災害情報の提供体制を構築する	政策企画部、府民生活部(当時)
完了	○次世代震度情報ネットワークを構築する(平成 22 年度)	府民生活部(当時)、 京都気象台
完了	○エリアメールの導入の検討を進める	府民生活部(当時)

4-1-5 応援・受入体制を強化する〈重点〉

□ 防災関係機関との連携・応援体制を強化する

◎	194	○関係機関との連携会議を開催する(各年 1 回) ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議	●危機管理部、市町村、 防災関係機関
	195	○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施(再掲) ・関係機関実施訓練への積極的な参画	●危機管理部、市町村、 消防組合、防災関係機関、NPO
◎	196	○災害時応援協定の締結等民間企業・団体との協力体制を強化する ・応援協定の締結、拡大 ・実効性の確保 ・協定締結団体等との訓練の実施	●危機管理部、市町村、 ライフライン事業者等、●警察
◎	197	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域応援受援体制を強化する ・広域応援受援に係る訓練の実施又は訓練への参加 ・対策要員の確保	●危機管理部、●自衛隊、●警察、●近畿地方整備局
	198	○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する ＜すべての事務所において、防災エキスパートとの意見交換会を毎年開催する＞	●近畿地方整備局
	199	○連携・応援体制を強化する ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTT グループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTT グループとしての総合防災演習の実施	●NTT 西日本、NTT ドコモ
	333	○各自治体や官公庁との連携強化 ・自治体及び官公庁主催の会議にて災害発生時の連携について確認 ・防災訓練の参加による災害ツールの啓発	●ソフトバンク

□ 広域的な災害に備える

	200	○広域防災活動拠点の運用の実効性を確保する ・広域防災活動拠点開設訓練の実施	●危機管理部、建設交通部、防災関係機関
	201	○国や地方公共団体(遠隔都道府県含む)との連携強化を進める ・国や遠隔都道府県との広域応援調整に係る訓練等を実施	●危機管理部、防災関係機関
	202	○関西広域連合「関西防災・減災プラン」「関西広域応援・受援実施要綱」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域的な応援体制を強化する	●危機管理部、防災関係機関
	203	○関西広域の連携訓練を実施する ・関西広域連合及びその他地域連合による連携訓練への参画 ・関西広域連合及び構成府県との応援調整訓練等の実施	●危機管理部
	204	○広域避難に係る計画等について、関係機関と連携し、実効性を向上させる ・関係機関との訓練の実施(年 1 回) ・広域避難に係る避難元・避難先マッチング市町ごとの個別具体的な課題調整 ・訓練や調整結果を踏まえた広域避難計画等の見直し	●危機管理部
	完了	○市町村の地域防災拠点施設を整備する(宇治市、城陽市、八幡市、宮津市、福知山市)	市町村

4-1-6 府民への広報活動を確立する

205	○被害者に家族等の安否情報を提供する体制を確立する	●危機管理部
-----	---------------------------	--------

206	○ホームページを活用した各種防災情報の提供	●危機管理部、建設交通部
完了	○危機管理ポータルサイトを整備する（平成 22 年度）	府民生活部(当時)
完了	○海拔の表示を進める	市町村

4-2 災害後の府民生活を守る活動の質を向上する

4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる 〈重点〉

207	○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める ・集落単位の避難収容計画の策定 ・航空隊、機動隊等による被災者つり下げ救出訓練の実施	●危機管理部、●市町村、●警察、消防組合、●自衛隊、●海保、●近畿地方整備局等
208	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●危機管理部、●市町村
209	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練・研修等の実施（総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等）	●消防、●警察、●自衛隊、●海保、●日赤、●近畿地方整備局、●危機管理部、●市町村、●JR西日本京都支社
◎ 210	○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実（装備、本部体制、指令） ・連携強化（消防業務の共同化や救急・救助に係る相互応援等） ・府立消防学校の機能充実	●危機管理部、市町村、消防組合
◎ 211	○個人情報保護の観点も踏まえ、市町村と連携して、安否不明者等の氏名等の公表のあり方を検討する【新規】	●危機管理部
212	○孤立可能性地域を把握し、データベース化する	●危機管理部、市町村

□ 災害時の医療体制を整備する

◎ 213	○災害時医療体制の充実を進める ・災害拠点病院、災害医療コーディネーター、DMAT 等が連携して、研修会・訓練を毎年実施 ・基幹災害医療センターの設備整備・運営に対する助成	●健康福祉部、日赤等医療機関
214	○京都府災害拠点病院等連絡協議会を中心として災害時医療体制を整備する ・京都府災害医療活動指針の実効性を高める ・SCU（広域医療搬送拠点）の整備・充実について検討する	●健康福祉部、日赤等医療機関
◎ 215	○京都府緊急災害医療チーム（DMAT）の養成（計 64 チーム以上）を進める ・京都 DMAT 養成研修を実施し、府内 14 病院各 3 チーム以上の体制の確保を図る	●健康福祉部、日赤等医療機関
216	○災害時の医療・救護体制を整備する ・医療圏ごとに地域災害連携協議会を開催し、訓練等を通じて災害医療体制の充実を図る ・救護班の派遣体制の整備 ・医療機関の被害状況の把握体制の確保（医師会間の被害状況報告連絡網の整備）	●健康福祉部、府医師会、危機管理部
217	○災害時医療救護活動マニュアル及び四師会による協定に基づいた訓練・研修を実施する	●府医師会
218	○医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する ・災害時医療情報入力訓練を実施し、各機関のシステムへの入力率向上を図る＜全医療圏で入力訓練を実施する＞	●健康福祉部、医療機関、市町村、消防組合
219	○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保 ・協定締結団体との情報共有・意見交換の場の設置	●危機管理部
◎ 220	○関西広域連合と連携してドクターヘリを共同運行する ・関西広域連合内及び隣接県等との連携の充実を図る	●健康福祉部
221	○医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する ・搬送体制について検討、確保する	●健康福祉部

222	○災害看護ボランティアの災害対応能力を向上させる（府看護協会） ・JMAT 京都（日本医師会災害医療チーム）や行政主催の防災訓練への参加、研修の開催等により、災害対応能力の向上を図る	●府看護協会
-----	--	--------

□ 亡くなられた方の対策を行う

223	○迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する ・多数遺体取扱要領に基づいた訓練の実施 ・遺体安置所の確保 ・遺族等の心情を理解させる教養の推進	●警察、市町村、健康福祉部
224	○埋火葬広域連携体制を確保する ＜訓練実施により広域火葬計画の実効性確保＞	●健康福祉部
225	○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する	●健康福祉部

4-2-2 被災者の生活対策を支援する 〈重点〉

□ 避難所の整備・円滑な運営を行う

◎	226	○全市町村で指定避難所の整備状況を把握し、機能強化を実施する【新規】 ・各避難所の整備状況の把握 ・整備が進んでいない避難所の機能強化 ＜市町村に対する整備方針のアドバイス＞ ＜避難所整備に係る補助金の支給等＞	●危機管理部
◎	227	○避難所の耐震化を進める ＜耐震化率 100%を目指す＞	●危機管理部、施設所管部局、教育庁、市町村
◎	228	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館、商業施設、寺社等民間施設の活用について検討を進める	●市町村、危機管理部、商工労働観光部
◎	229	○各市町村に応じた災害時における車中泊避難対策を進める ＜「熊本地震を踏まえた車中泊避難対応検討会」取りまとめ（平成 29 年 3 月）を踏まえ、全市町村で地域に応じた車中泊避難対策を推進する＞ 例）・大規模駐車場など車中泊避難場所のリストアップ ・車中泊避難場所における運営マニュアルの整備 ・車中泊避難者の状態把握 ・エコノミークラス症候群防止を初めとした環境整備及び健康対策の実施	●市町村、危機管理部
	230	○第 5 次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水が確保できる体制を整備する	●危機管理部、市町村
	231	○総合防災情報システムの改修に当たり、A I ・ I o T を活用した迅速・的確な被災状況把握に活用する【新規】	●危機管理部、総合政策環境部
	232	○避難所運営体制の整備を進める ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ・避難所運営マニュアル等を作成する ・避難所運営の長期化に備え、自主防災組織等と連携して、あらかじめ避難所運営方法についてルールを定めておく	●市町村、健康福祉部、●危機管理部、文化生活部、地域
	233	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する ・市町村、学校、地元自治会等の連携した避難所開設訓練の実施	市町村、学校、教育庁、●危機管理部
	234	○男女共同参画の視点での避難所運営について普及啓発を行う ・避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等・府民へ周知・啓発する ＜避難所設営体験講座 計 25 回＞	●文化生活部
	235	○避難所の Wi-Fi 環境を維持する ・避難所に指定されている府立施設において Wi-Fi 環境を維持する	●総合政策環境部
	236	○ペット同行避難体制を確立する ・ペット同行避難に向けた飼い主への普及啓発 ・災害時動物救護マニュアルの普及 ・各避難所でのペット受入方法の確立 （ペット同行避難ガイドライン受入マニュアルの策定）	●健康福祉部、市町村
一部完了		○放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する	●健康福祉部、農林水産部、市町村
完了	237	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する	●警察
完了		○自立できる避難所として太陽光発電などを整備する	●総合政策環境部、危機管理部、市町村

□ 保健・衛生対策を実施する

238	○住民、避難者の健康管理体制を確保する ＜府保健師活動マニュアル等に基づいた訓練を実施する＞ ＜すべての市町村において、保健所と連携した災害時保健活動体制を確立する＞	●健康福祉部、危機管理部、市町村
239	○被災地、避難所等の衛生環境を確保する ・衛生環境維持対策の支援体制の維持 ・避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及＜会議・研修会におけるガイドラインの普及啓発 25回＞	●健康福祉部、危機管理部、市町村
240	○被災者のメンタルケアの充実を図る ＜D P A Tを30名養成する＞ ・D P A T活動マニュアルを作成する ・他府県等、外部からの派遣、支援の受援体制を強化する ・他府県等、外部への派遣支援の応援体制を維持する	●健康福祉部
241	○断水時にし尿・浄化槽汚泥を臨時収集・運搬する体制の確保を進める ・応援協定締結団体と定期的に訓練を実施する ・断水時に簡易トイレの提供を応援協定締結団体に要請することを確認する	●総合政策環境部、市町村
242	○特別管理廃棄物の適正処理を進める ・アスベスト、PCBなどの適正処理の推進	●総合政策環境部、市町村
完了	○ペット等の対応マニュアルを作成する	健康福祉部、市町村
完了	○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る	健康福祉部
完了	○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する ・非常用電源対策の推進	●総合政策環境部、市町村

□ 電力を確保する

◎	243	○停電発生時に避難所の電力を確保する体制を構築する【新規】 ・停電発生時は、重要施設リストに基づき電力優先復旧・臨時供給、関係機関との応援協定に基づく電気自動車等の貸与、可搬型自家発電機の貸与の順に検討する体制を構築する	●危機管理部
	244	○一般家庭、中小事業者、避難所等に自立分散型エネルギーリソースを整備する【新規】 ・太陽光発電設備、蓄電池、太陽熱利用システム、燃料電池システム等の普及促進 ・補助事業や低金利融資制度の実施 ・太陽光発電設備の自立運転機能の活用周知	●総合政策環境部
	245	○電気自動車等の貸与に係る協力体制の強化等を図る【新規】 ＜協定活用マニュアルの見直し＞ ＜図上訓練の実施＞ ・電気自動車等の展示により活用方法を周知・啓発する	●総合政策環境部

□ 帰宅困難者対策を実施する

◎	246	○ターミナル駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する 例) ・一時退避場所、一時滞在施設の確保 ・訓練等の実施	●危機管理部、●市町村
◎	247	○関西広域帰宅困難者対策ガイドラインに基づき、関西広域連合と連携して帰宅支援対策を推進する 例) ・バス等代替輸送の体制整備 ・帰宅困難者への情報提供体制整備等	●危機管理部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察、防災関係機関等
◎	248	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、災害時帰宅困難者支援協定（帰宅支援ステーション）の実効性を確保する	●危機管理部、市町村
	249	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する	●危機管理部

4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う ＜重点＞

◎	250	○避難行動要支援者名簿等を活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ・各市町村において情報共有を行う機関の拡大を図る	●健康福祉部、市町村、危機管理部
◎	251	○要配慮者の避難体制を確保する ・全市町村で個別避難計画を策定する	市町村、健康福祉部、●危機管理部
◎	252	○避難所における要配慮支援を進める ・要配慮者支援が必要な全ての小学校区で福祉避難所等を設置する＜100%＞	●健康福祉部、市町村
	253	○全市町村で要配慮者を含めた避難訓練を実施する	●健康福祉部、市町村
	254	○福祉避難サポートリーダーを養成する	●健康福祉部、市町村

255	○災害派遣福祉チーム（京都 DWAT）を養成する【新規】	市町村、●健康福祉部
256	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う	●健康福祉部
257	○土砂災害防止法等に基づき、要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成を支援する【新規】 ・講習会の開催 ・実地での作成支援 ・先進事例の紹介	●建設交通部
258	○令和6年度までにすべての避難促進施設が避難確保計画を作成し、要配慮者の津波避難を促進する	事業者、●危機管理部
259	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う	●健康福祉部
260	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する ・家庭支援総合センター等において災害時の相談・支援体制を確立する	●健康福祉部
261	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・京都府発達障害者支援センター等において災害時の相談・支援体制を確立する	●健康福祉部、市町村
262	○意思疎通支援者（手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆記者）の養成を進める ・必要な避難所へのコミュニケーション支援機器の整備等を検討する	●健康福祉部、市町村
263	○外国人住民のための生活相談事業、日本語教育推進事業を実施する ・生活相談事業（多言語による生活相談の実施） ・地域における日本語教育の推進（地域日本語教室の支援等） ・「やさしい日本語」の普及啓発	●知事室長 G、(公財)府国際センター、市町村
264	○災害時に備え、駐日外国公館等との連絡体制を維持する【新規】	●知事室長 G
完了	○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める	市町村、健康福祉部、府民生活部(当時)
完了	○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する	健康福祉部、市町村、府民生活部(当時)

4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う〈重点〉

◎	265	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき、ニーズを踏まえて適切に備蓄を運営・管理する	●危機管理部
◎	266	○「公的備蓄等に係る基本的な考え方」等に基づき、市町村が必要な備蓄量を整備する ＜すべての重点備蓄品目について全市町村の合計充足率 100%を目指す＞	市町村、●危機管理部
	267	○事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する	●危機管理部、●文化生活部
	268	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を確保する	●危機管理部、市町村、近畿運輸局
	269	○民間物流事業者の協力を得ながら救援物資の配送体制を構築する	●危機管理部
◎	270	○総合防災情報システムにおいて、各避難所における物資の充足状況を情報共有する備蓄物資管理システムを整備する	●危機管理部
	271	○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する	●府トラック協会
	272	○災害時の対応能力を向上させる（府トラック協会） ・各会員における車種・積載量ごとの保有車両数を把握する	●府トラック協会
	273	○物資の効率的な配送等を考慮した府備蓄倉庫の体制を再編する ・大規模公共施設の建設時に備蓄倉庫機能を付与 ・既存の備蓄倉庫の見直し	●危機管理部
	274	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する	●危機管理部、●市町村
	275	○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、浄水型水泳プールを整備する	●市町村
	276	○緊急輸送関連施設（交通管制施設）の整備を進める ・輸送経路の渋滞緩和対応に必要な交通流監視カメラ、交通情報板を計画的に更新	●警察
	277	○応急給水の確保体制を整備する ・給水車の整備 例) ・井戸水利用の促進	●総合政策環境部、危機管理部、市町村

4-2-5 NPO・ボランティアと連携する 〈重点〉

◎	278	○災害ボランティア活動の情報発信を強化する ・災害ボランティアセンターにおける情報発信訓練の実施	●健康福祉部、府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター
	279	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する ・復旧資機材の充実・倉庫の整備	府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター、●健康福祉部
	280	○地域の防災力向上や大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援する「災害時連携NPO等ネットワーク」が災害発生時に活動するスキームを確立する ・災害時における中長期的なNPO等による生活再建支援を行う	●総合政策環境部
	281	○国有林防災ボランティア制度を活用する	●近畿中国森林管理局

4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う 〈重点〉

◎	282	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電力の臨時供給体制の整備	●危機管理部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等
	283	○災害時の交通対策体制を確立する ・大規模停電を想定した信号機復旧訓練の実施 ・外部電源による給電対応の整備 ・応援協定の実効性確保に係る訓練の実施	●警察
	284	○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する ・マニュアルを活用した訓練を実施する	●総合政策環境部
	285	○全市町村で水道に関する地震対策マニュアルの整備を目指す	市町村、●総合政策環境部
	286	○列車脱線復旧訓練を実施する（1～2回/年）	●JR西日本京都支社
	287	○消火・救出・救助計画の充実・強化を図る（計画の策定）	●WILLER TRAINS
	288	○実践的な防災訓練を実施する（沿線関係機関やJRとの合同訓練も実施）	●WILLER TRAINS
	289	○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施（年1回以上）	●関西電力送配電
	290	○地震訓練等を実施（年1回）する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認	●大阪ガスネットワーク
	291	○地震想定訓練を実施（年2回）する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練（復旧訓練、炊き出し訓練等）の実施	●府LPガス協会
	292	○被災地でのLPガスの安定供給体制の維持・確立を図る（府LPガス協会） ・中核充填所の稼働訓練等を毎年計画的に実施する	●府LPガス協会
	293	○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員・顧客の救助活動・避難誘導等を迅速・適正に行える体制を確保する	●京都中央郵便局
	294	○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・事業継続計画の策定、見直し（関西電力送配電、大阪ガス、府LPガス協会、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク） ・災害時初動対応体制の充実	●ライフライン事業者
	295	○府等及び各ライフライン事業者が連携したライフライン供給体制を整備する ・府等及び各ライフライン事業者による連絡会を定期的開催 ・連携内容を取り決め、訓練等により連携体制を強化する	●危機管理部、ライフライン事業者
	◎ 296	○移動機・充電器の貸出 ・移動機貸出⇒復興団体等 ・Wi-Fi AP及び充電器貸出⇒避難所	●KDDI、●NTTドコモ、●ソフトバンク
	完了	○「非常災害対策要領」を整備する	京都放送

4-2-7 建物、宅地等の応急危険度判定を行う

297	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催 ・近畿府県等の連携を図るとともに、行政及び関係業界で構成する協議会組織による実地・連絡訓練、研修会を開催	●建設交通部、市町村
-----	--	------------

4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う 〈重点〉

◎	298	○被災者に対する円滑な家屋被害認定体制を整備する ・家屋被害認定調査及び罹災証明書発行に係る研修及び訓練の実施（年1回） ・被災者生活再建支援業務マネジメント研修を実施 ・各市町村の被災者生活再建業務体制の整理	●危機管理部、京都大学防災研究所、市町村
	完了	○被災者台帳システムを構築する	●危機管理部、京都大学防災研

4-2-9 災害後の仮住まいを確保する（再掲）

	再掲（3-2-1）	
--	-----------	--

4-2-10 生活再建を支援する 〈重点〉

◎	299	○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・構築した被災者生活再建支援システムにより効率的な各種事務の執行 ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度（労働者資金貸付金）の実施	●市町村等、●危機管理部、●健康福祉部、商工労働観光部
	300	○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援 ・地域安全情報の提供	●文化生活部、市町村
	301	○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害や詐欺等、また悪質商法等の消費者被害等に関する相談や啓発など総合的な被害者支援の実施	●警察、●文化生活部
	302	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施	●商工労働観光部、京都労働局

4-2-11 廃棄物処理を進める 〈重点〉

◎	303	○災害廃棄物処理計画を改善する ・必要に応じて府の計画の見直し・改善を行い、訓練を実施する ・市町村の計画策定を支援する〈全市町村で計画策定〉	●総合政策環境部、市町村
◎	304	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める ・応援協定の実効性の確保 ・応援協定締結団体と定期的に訓練を実施	●総合政策環境府部、市町村
◎	305	○汚泥処理に関する体制の強化を進める【新規】 ・関係機関と連携した広域処理体制の構築	●建設交通部、市町村

5 京都経済・活力を維持し、迅速な復旧・復興を実現する

大規模地震による甚大な被害を軽減し、速やかに復興するためには、京都経済・活力を維持することが重要である。

特に中小企業はその事業活動を通じて地域の持続的発展に寄与するものであり、中小企業がESG（環境、社会、企業統治）に取り組み、事業継続力を強化することは、当該企業自身のみならず京都全体の経済・活力の維持にメリットがある。

このため、事業継続計画等を策定して訓練を実施するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立し、防災における協力体制を構築するとともに、迅速な復旧・復興を実現するため事前復興に取り組む。

また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。

とりわけ、防災に取り組む企業との連携を強化し、中小企業のBCP作成を促進する。

5-1 企業・大学の業務継続を確立する

5-1-1 京都全体のBCPを進める〈重点〉

◎	306	○府内の行政、関係団体、金融機関、ライフライン機関、専門家等をメンバーとする推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る ・関係機関による連絡会、意見交換会の実施 ・BCPに係る訓練の実施 ・セミナー、企業交流会の開催	●危機管理部、商工労働観光部、企業等経済団体
	307	○地元金融機関における連携型BCPを確立する	●危機管理部、各金融機関
	308	○地域や業界における災害の情報共有や相互応援等の連携型BCPを拡大する	●危機管理部
	309	○社会貢献・社会的責任として防災に取り組む企業と連携する【新規】 例）・企業との協定締結 ・関係企業による連絡会の実施	●危機管理部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村
◎	310	○企業における防災体制を強化する ・企業の防災計画の策定 ・企業への防災訓練等への参加要請 ・帰宅困難となった従業員への対策の検討	●危機管理部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村
	311	○企業における事業継続体制を確保する ＜中堅企業の過半数で策定を目指す＞ ・企業における事業継続計画の策定、訓練の実施 ・関西広域連合と連携し、事業継続計画の普及 ・BCPの講演会・策定支援ワークショップ等の開催 ・初動の危機対応に重点を置いたBCPのひな形を提示	●危機管理部、企業、商工会議所等経済団体、商工労働観光部、市町村
	312	○中小企業のBCP等の策定を支援する【新規】 ・商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する事業継続力強化支援計画を認定 ＜全ての商工会議所、商工会（市町村）について認定＞ ・中小企業に対し、事業継続力強化計画の策定を啓発・支援	●商工労働観光部、危機管理部、商工会議所・商工会、市町村
	313	○医療機関における連携型BCP（医療連携BCP）を確立する【新規】	●危機管理部、健康福祉部
◎	314	○病院におけるBCPの策定を推進する【新規】 ・病院向けにBCPの策定支援をする ・BCPを策定した病院で訓練を実施する	●健康福祉部
	315	○下水道を有する市町村で下水道BCPを見直す【新規】 ＜令和6年度までに全市町村で見直し＞	●建設交通部、市町村
	316	○大学における防災体制を強化する	●危機管理部、大学、総合政策環境部
	317	○大学における事業継続体制を確保する	●危機管理部、大学、総合政策環境部

5－2 地域の業務継続を確立する

5-2-1 地域の活力を維持する 〈重点〉

◎	318	○復興対策本部の設置について地域防災計画に規定する	●危機管理部
	319	○復興対策本部の委員をあらかじめ決めておく【新規】	●危機管理部
	320	○あらかじめ復興計画の策定手順を定めておくなど、事前の準備に取り組む	●危機管理部、市町村、防災関係機関等
	321	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進 ・府「地域交響プロジェクト交付金」により自主防災組織の活動を多面的に支援	●危機管理部、市町村、総合政策環境部

6 京都らしさを保った復旧・復興を実現する

京都らしさを保った復旧・復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。

とりわけ、外国人観光客が増加傾向にある中、外国人をはじめとする観光客に対する防災情報の提供に関する対策が求められる。

6-1 京都のイメージを守る

6-1-1 観光客等を保護する 〈重点〉

◎	322	○災害時における観光客保護対策を進める ＜全市町村で地域に応じた観光客保護対策を推進する＞ 例) ・市町村の参考となる観光客保護対策の方針を作成する ・観光客支援マニュアルの整備 ・情報伝達等避難誘導方法の確立 ・一時的な避難施設の確保 ・観光客保護を想定した訓練等の実施 ・観光連盟・観光協会と連携・情報共有	●危機管理部、商工労働観光部、京都市、●市町村、警察、防災関係機関等、観光協会等
	323	○観光客（外国人含む）への情報提供体制を構築する ・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・同連盟案内における情報提供 ・放送事業者等との連携強化（FM ココロとの協定等） ・旅館・ホテル等へ観光連盟 HP へのリンクを QR コードにより周知＜毎年＞	危機管理部、●商工労働観光部、京都市、市町村
	324	○関西広域連合「災害時の外国人観光客対策について」に基づき、関係機関と連携して外国人観光客対策を実施する【新規】 例) ・近隣府県、市町村、駐日外国公館、鉄道事業者、観光連盟、旅館・ホテル協会等の関係機関との連携強化 ・多言語による情報提供 ・一時避難場所等の設置、避難誘導の実施	●危機管理部、●商工労働観光部
	325	○外国人観光客向けに多言語で防災情報を提供する 例) ・観光連盟ホームページによる提供 ・京都府総合防災情報システムによる提供 ・観光連盟ホームページ等へのアクセス案内の充実	●危機管理部、●総合政策環境部、●商工労働観光部
	完了	○エリアメール導入の検討を進める	府民生活部(当時)

6-1-2 観光産業を再興する

326	○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力の向上 ・観光関連産業との連携強化	●商工労働観光部、京都市、市町村
-----	--	------------------

6-2 「京都文化」を守る

6-2-1 伝統・文化を守る 〈重点〉

◎	327	○重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める ・京都府・京都市が連携した防災対策の実施 ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備 ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築（地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など）＜東福寺とその周辺地域で総合的な防災体制を整える＞	●教育庁、危機管理部、京都市、市町村、消防組合
	328	○文化財の耐震化、防火対策等を進める ・国および府の指定・登録・暫定登録文化財保存修理等への補助（歴史的建造物等保存伝承事業） ・「国宝・重要文化財に関する防火対策ガイドライン」に基づく設備改修の実施 ・巡視による指定・登録・暫定登録文化財の適切な保護管理の指導助言（指定文化財等巡視事業） ・所有者の経費負担軽減	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者

◎	329	○文化財防災対策マニュアルを所有者等へ周知し、文化財防災対策を実施する ・防災設備の整備 ・文化財建造物の耐震診断、耐震対策 ・美術工芸品の転倒防止対策 ・避難計画策定 ・緊急時連絡体制の整備	●教育庁、危機管理部、京都市
◎	330	○文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る ・データベースを随時更新し、最新の情報を整備する ・データベースを活用した実践的な訓練を実施する	●教育庁、京都市
	331	○文化財防火運動を実施する 年2回（夏・冬）それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定 ・全市町村で消防訓練を実施 ・防火行事の重点的实施 ・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進 ・文化財愛護ポスターの作成・配付	●教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者
	一部完了	・文化財防火ステッカーの作成・配布	
	332	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する ・「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金等を活用した未指定文化財等の保護、修理、防災対策への補助 ・補助対象の拡大を文化財所有者へ周知する	●文化生活部
	終了	○和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る ・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など ・「匠の公共事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施 ・文化財修復拠点の構築	●商工労働観光部